

第2期長瀬町子ども・子育て支援事業計画

～ 子どもたちの元気な声が聞こえる地域づくり ～



令和2年3月

長 瀬 町

(表紙裏)

目 次

第1章	計画の策定にあたって.....	1
1	計画の背景.....	1
2	計画の位置づけ.....	2
3	計画の期間.....	3
4	計画の策定体制.....	3
第2章	子ども・子育てをめぐる本町の現状.....	4
1	人口と世帯の状況.....	4
2	婚姻・出産等の状況.....	8
3	就業の状況.....	11
4	教育・保育事業の状況.....	13
5	第1期計画期間の評価.....	18
6	アンケート調査結果の概要.....	21
7	本町の現状からみる課題.....	36
第3章	計画の基本的な考え方.....	38
1	計画の基本理念.....	38
2	計画の基本目標.....	39
3	施策体系.....	40
第4章	子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策.....	41
1	子ども・子育て支援新制度の概要.....	41
2	教育・保育提供区域.....	42
3	児童数の見込み.....	43
4	教育・保育の見込量と確保方策.....	44
5	地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策.....	47
6	教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保.....	57
7	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	58
第5章	分野別施策の推進.....	59
1	子どもの育ちを支援する.....	59
2	家庭における「子育て」を支援する.....	70
3	子どもや家庭を支える地域（教育）力の向上を図る.....	79

第6章	計画の推進	83
1	計画の推進体制の充実	83
2	計画の評価と改定	83
3	住民との協働	84
4	人材の育成	84
資料編		85
1	策定の経過	85
2	長瀬町健康福祉推進委員会設置要綱	86
3	長瀬町健康福祉推進委員会委員名簿	88
4	用語解説	89

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景

我が国の合計特殊出生率は昭和42年以降減少し続け、平成元年にはそれまでの最低水準であった1.58を下回る1.57を記録し、その後も減少傾向はとどまることなく少子化は進行しています。平成30年の合計特殊出生率は1.42となっており、人口を維持するのに必要な水準（人口置換水準のことで、我が国では概ね2.07程度）を大きく下回っています。

近年、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子ども・子育て家庭を取り巻く社会環境の変化によって、子育て家庭の子育てに対する負担や不安、孤立感が増大しており、子どもの育ちと子育てを、社会全体で支援していくことが求められてきました。

国では、子ども・子育て支援が充実した社会を実現するために、総合的かつ長期的な少子化へ対処するための「少子化社会対策基本法」や子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを集中的、計画的に進めるための「次世代育成支援対策推進法」等を制定し、子育て支援施策の一層の充実や結婚・出産の希望が実現できる環境の整備など、総合的な少子化対策を推進してきました。

平成24年8月には、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園制度の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」を制定し、子ども・子育てを支援する新たな制度を創設しました。

本町では、こうした「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、平成27年3月に「長瀬町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

その後、全国的に少子化が進行する中、依然として待機児童は存在しており、国は、待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の前倒しでの実施、放課後児童対策のさらなる推進を目指す「新・放課後子ども総合プラン」の策定、幼児教育・保育の無償化に向けた「子ども・子育て支援法」の改正など、子育て支援対策を加速化しており、県及び市町村、地域社会が一体となって子育て支援に取り組むことが求められています。

こうした流れを踏まえ、本町では、第1期計画を検証し、さらなる子育て環境の充実を図るため、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「第2期長瀬町子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、これに即して、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「教育・保育」の必要量の見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の必要量の見込み、これらの提供体制の確保の内容と実施時期を定めます。

(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく計画

次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成27年3月までの時限立法でしたが、次世代育成支援対策の更なる推進・強化を図るため、令和7年3月まで10年間延長されています。

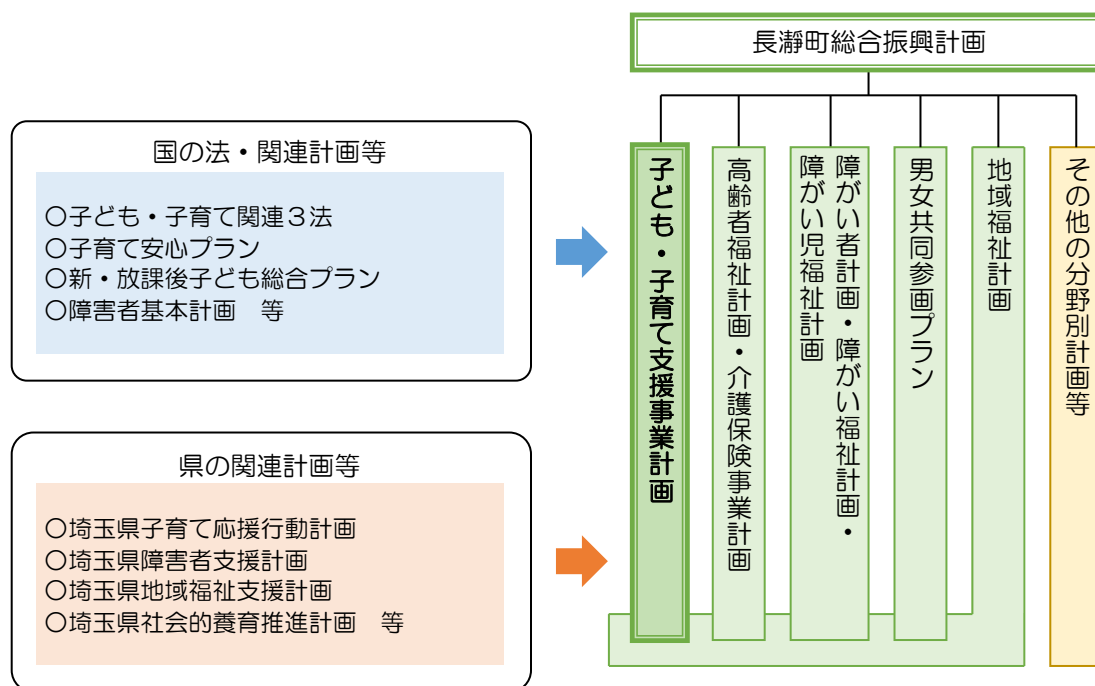
本町では、法律の有効期限の延長の趣旨を踏まえ、本計画を「次世代育成支援対策推進法」第8条に規定される「市町村行動計画」の性格を持ち合わせるものとして位置付けます。

(3) 本町の関連計画に配慮した計画

本計画を推進することにより、上位計画である「長瀬町総合振興計画」の基本理念「はつらつ 長瀬」の実現を図ります。

また、子ども・子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなど、あらゆる分野にわたるため、関連する各分野の計画と連携・整合を図ります。

■ 関連計画等との関係図



3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

ただし、社会経済状況の変化や国の動向、町民ニーズなどを踏まえながら、必要に応じて計画を見直します。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子ども・子育て支援事業計画					第2期子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の策定体制

(1) 長瀬町健康福祉推進委員会

本計画の策定にあたって、専門家の意見や町民の幅広い意見を反映させるため、学識経験者、保健・医療または福祉関係機関・団体等で組織する「長瀬町健康福祉推進委員会」を開催し、計画内容について協議しました。

(2) 子育て支援に関するニーズ調査

本計画の策定にあたって、子育て世帯の生活実態や要望・意見等を把握するために、町内の就学前児童の保護者（249世帯）及び小学生の保護者（296世帯）すべてを対象として、平成31年1月24日から平成31年2月15日にアンケート調査を実施しました。

(3) パブリックコメント

「長瀬町健康福祉推進委員会」で協議された計画案を、令和2年2月12日から令和2年2月27日まで、町のホームページ等で公表し、広く町民の方々から意見を募集しました。

募集にあたっては、「長瀬町ホームページ」等でパブリックコメントの実施について周知しました。

第2章 子ども・子育てをめぐる本町の現状

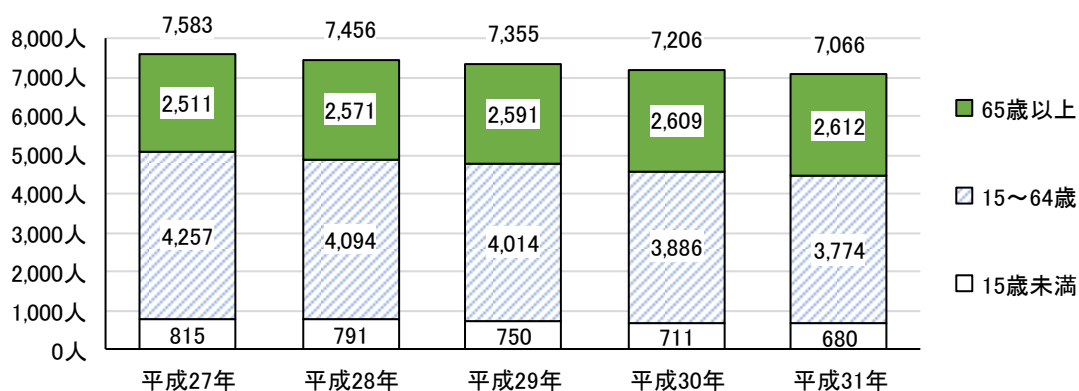
1 人口と世帯の状況

(1) 総人口及び年齢3区分別人口

総人口は、平成31年4月1日現在で、7,066人となっています。平成27年からの5年間の推移をみると、年々減少しており、5年間で517人の減少となっています。

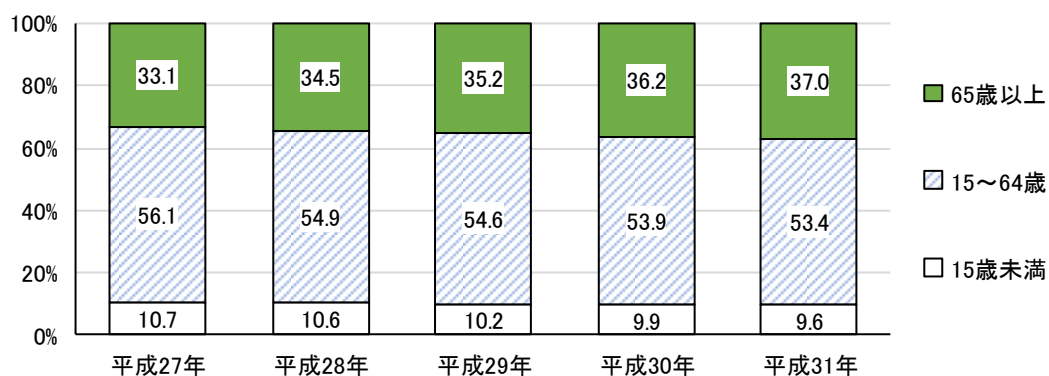
年齢3区分でみると、65歳以上の高齢者人口が年々増加し、一方で、15～64歳の生産年齢人口と15歳未満の年少人口が年々減少しており、少子高齢化が進んでいることがわかります。

■総人口及び年齢3区分人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■年齢3区分人口構成比の推移

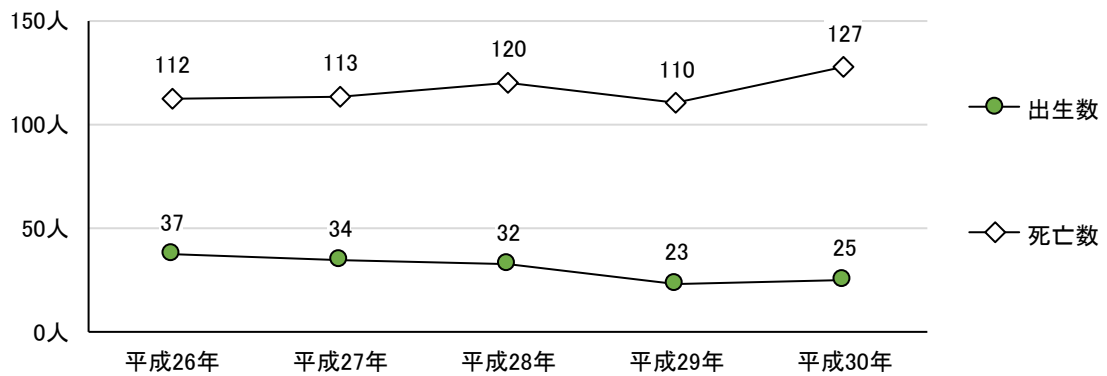


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 自然動態

出生数及び死亡数の推移をみると、死亡数が出生数を上回る自然減の傾向にあります。

■出生数及び死亡数の推移

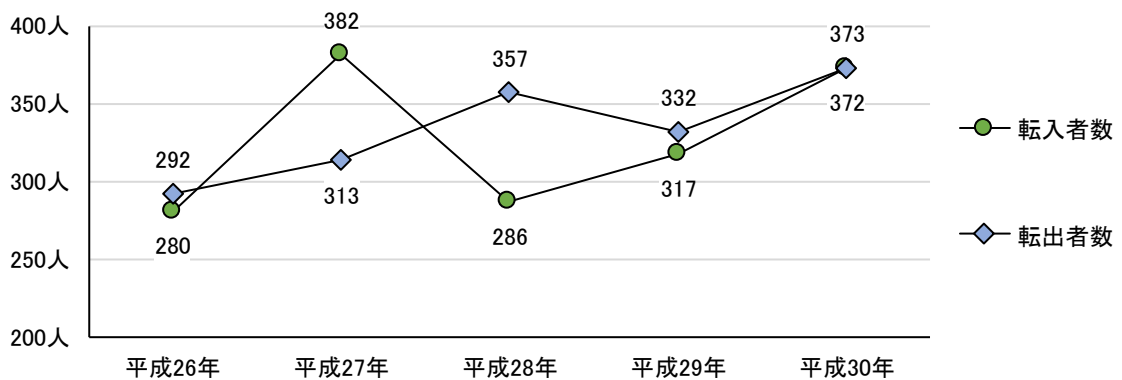


資料: 埼玉県保健統計年報

(3) 社会動態

転入者数及び転出者数の推移をみると、平成27年のみ転入者数が転出者数を上回っていますが、他の年は転出者数が転入者数を上回っています。

■転入者数及び転出者数の推移

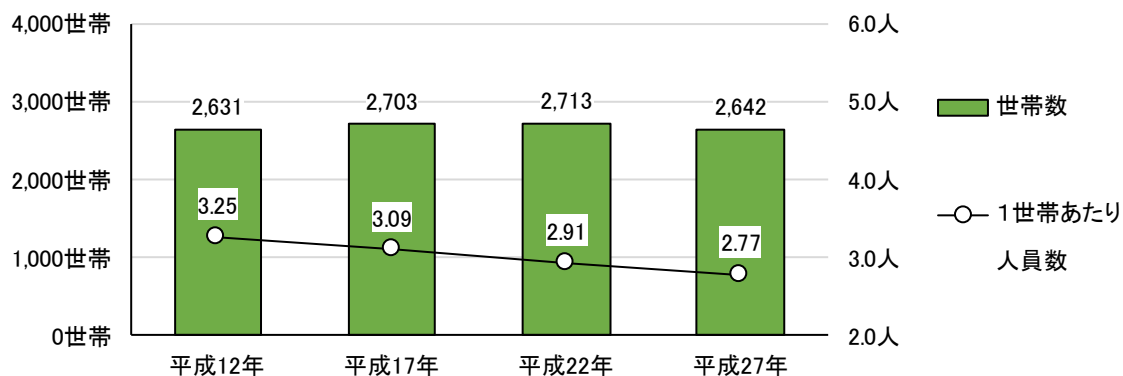


資料: 埼玉県推計人口

(4) 世帯数

世帯数は、大きく増減することなく推移しており、平成27年は2,642世帯となっています。
一方、1世帯あたり人員数は年々減少しており、核家族化が進んでいることがわかります。

■世帯数と1世帯あたり人員数の推移



資料: 国勢調査

(5) 世帯類型

世帯類型による世帯数の推移をみると、単独世帯、夫婦のみの世帯、女親と子どもの世帯が年々増加しています。

一方、夫婦と子どもの世帯と三世帯世帯は、年々減少しています。

■世帯類型による世帯数の推移

(単位: 世帯)

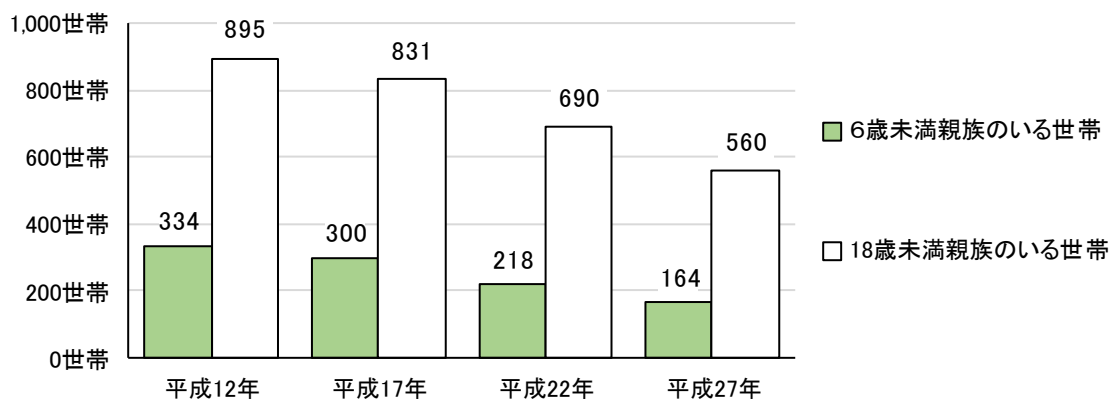
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
単独世帯	325	387	469	538
核家族世帯	1,602	1,653	1,673	1,621
夫婦のみ	525	578	610	614
夫婦と子ども	884	852	809	721
男親と子ども	40	43	41	49
女親と子ども	153	180	213	237
三世帯世帯	538	475	392	322
その他の世帯	166	188	176	161
一般世帯数(合計)	2,631	2,703	2,710	2,642

資料: 国勢調査(世帯類型不詳を除く)

(6) 子どものいる世帯数

18歳未満の子どもがいる世帯について、平成27年の国勢調査では、6歳未満親族のいる世帯は164世帯、18歳未満親族のいる世帯は560世帯となっており、子どものいる世帯は年々減少している状況です。

■子どもがいる世帯数の推移



資料:国勢調査

(7) 母子世帯・父子世帯

6歳未満の子どもがいる世帯について、母子世帯は10世帯未満で推移しています。父子世帯は平成17年以降該当世帯なしとなっています。

18歳未満の子どもがいる世帯については、母子世帯が父子世帯を上回って推移しており、平成27年では父子世帯の2世帯に対し、母子世帯は28世帯となっています。

■母子世帯及び父子世帯の推移

		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
母子世帯	6歳未満親族のいる世帯	3	7	2	3
	18歳未満親族のいる世帯	24	30	33	28
父子世帯	6歳未満親族のいる世帯	2	0	0	0
	18歳未満親族のいる世帯	5	3	5	2

資料:国勢調査

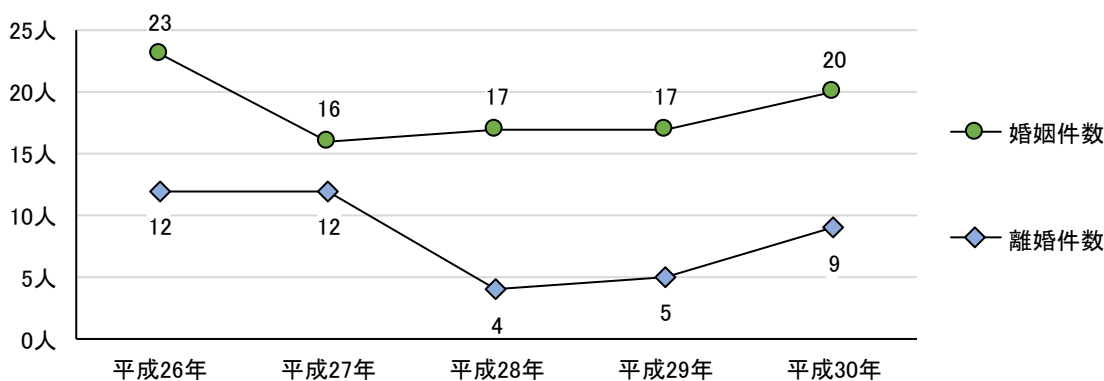
2 婚姻・出産等の状況

(1) 婚姻・離婚

婚姻件数は平成28年以降減少することなく、平成30年は20件となっています。

離婚件数は平成28年に4件に減少したものの、その後は増加しており、平成30年は9件となっています。

■婚姻件数・離婚件数の推移



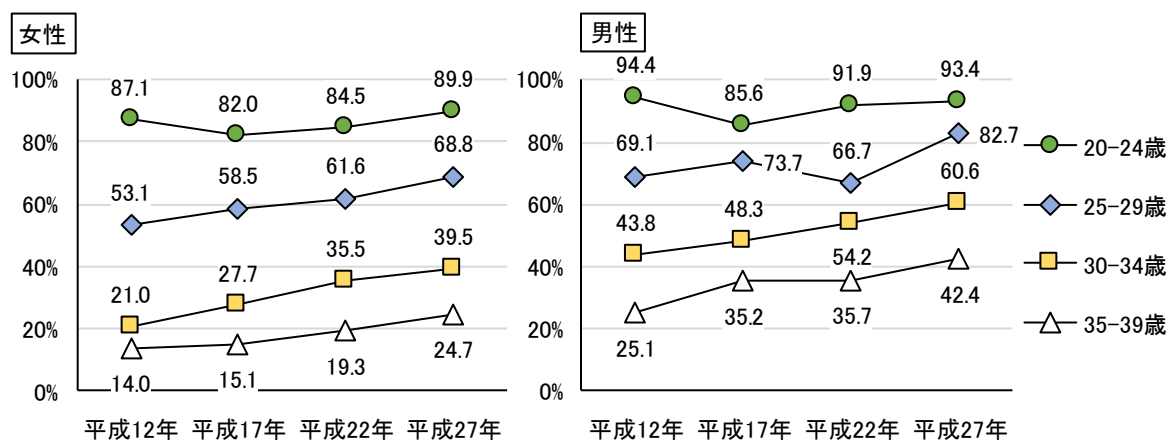
資料：埼玉県保健統計年報

(2) 未婚率

男女ともに年代が低いほど未婚率が高くなっています。女性では30歳代の未婚率の上昇が大きく、15年間で30～34歳は18.5ポイント、35～39歳は10.7ポイント上昇しています。

男性は、35～39歳の未婚率の上昇が大きく、15年間で17.3ポイント上昇しています。

■未婚率の推移



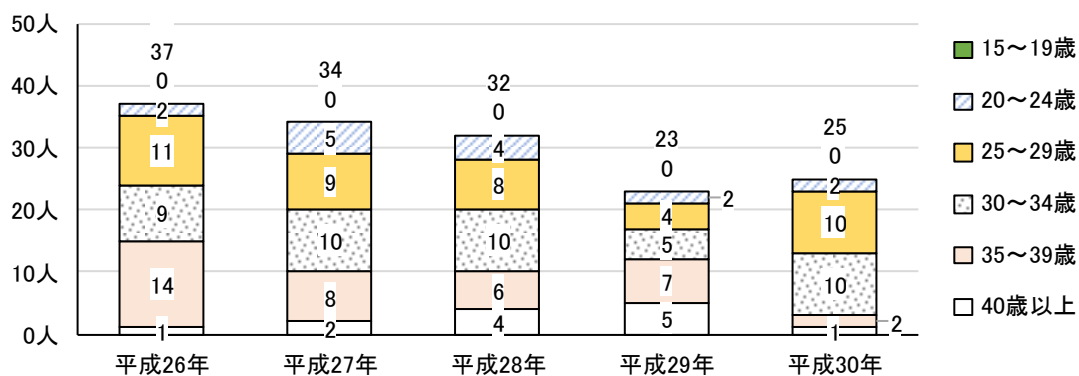
資料：国勢調査

(3) 出生数

出生数は、平成26年をピークに年々減少していましたが、平成30年に増加に転じ25人となっています。

母親の年齢別出生数をみると、平成29年から平成30年にかけて、25～29歳と30～34歳の出生数が増加し、一方で40歳以上の出生数が減少しています。

■母親の年齢別出生数の推移

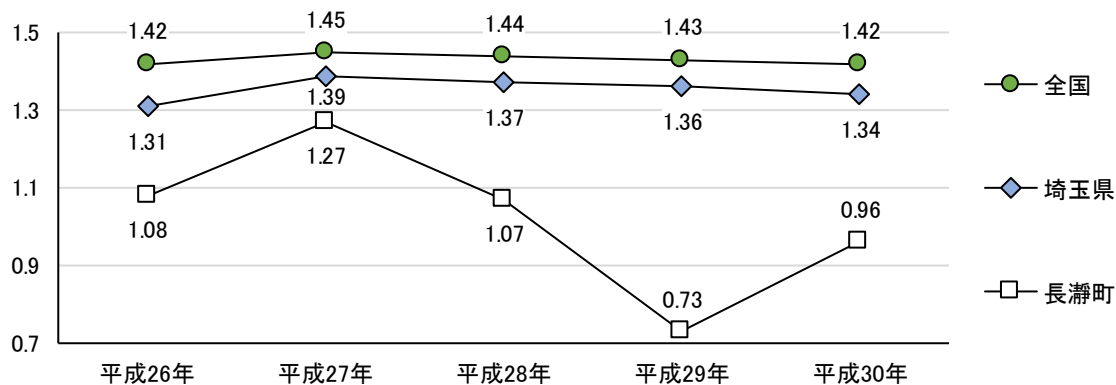


資料：埼玉県保健統計年報（年齢不詳は除く）

(4) 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、平成30年で上昇に転じ0.96となっていますが、全国及び埼玉県の数値を大きく下回っています。

■合計特殊出生率の推移



資料：埼玉県保健統計年報

(5) 児童数

12歳未満の児童数は、平成31年4月1日現在で501人となっており、5年前の平成27年からは89人減少しています。

■児童数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

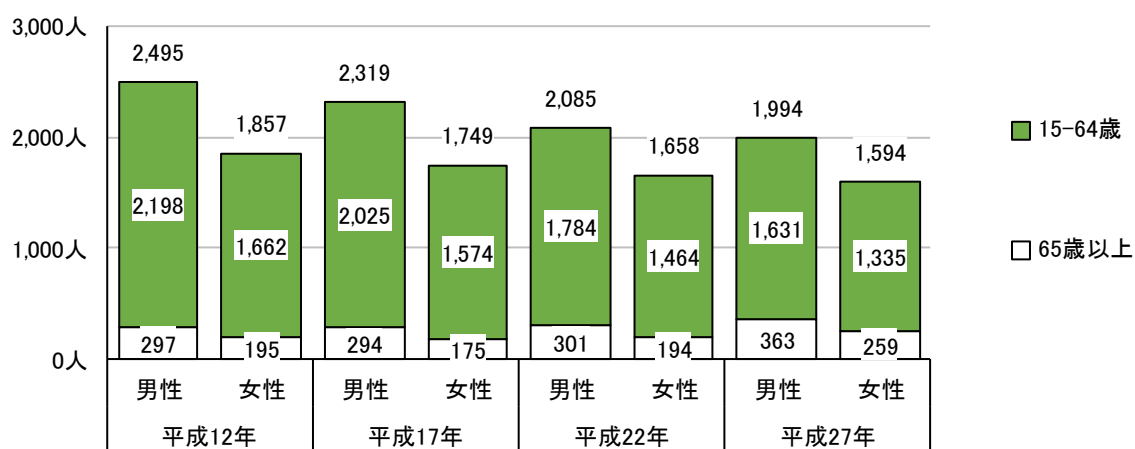
3 就業の状況

(1) 就業者数・就業率

就業者数は、男女ともに平成12年をピークに年々減少しています。

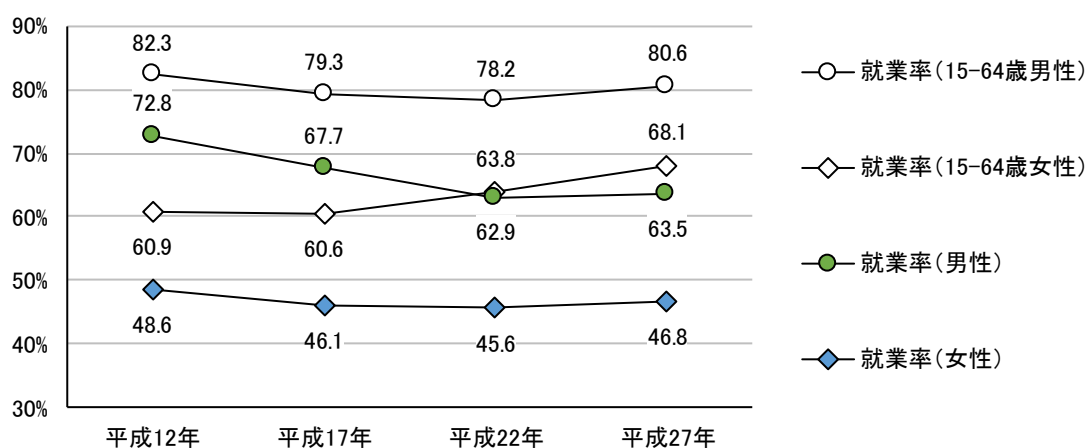
その一方で、就業率は、男女ともに年々低下していましたが、平成22年から平成27年にかけて上昇しています。特に、15～64歳の女性については、過去4回の調査の中で最も高く、全国及び埼玉県（全国60.2%、埼玉県59.6%）の割合よりも高くなっています。

■就業者数の推移



資料：国勢調査

■就業率の推移



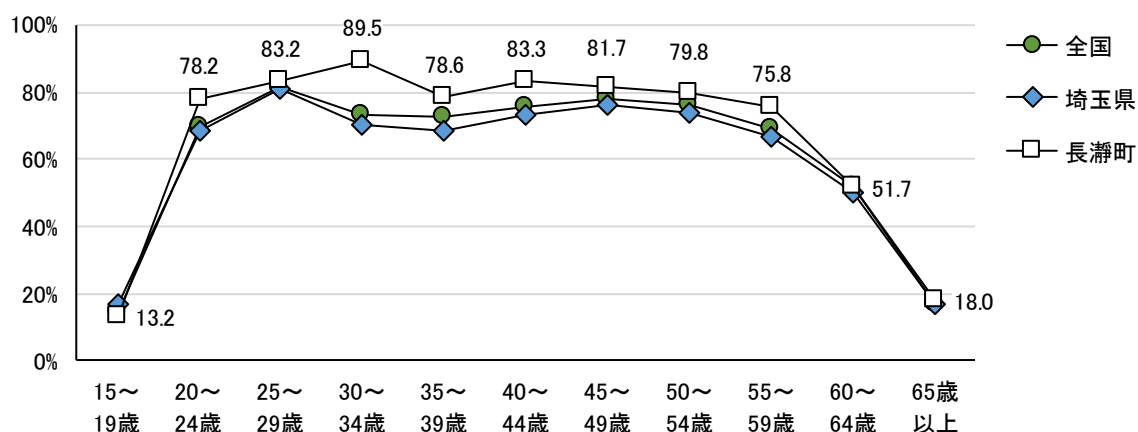
資料：国勢調査

(2) 女性の年齢別労働力率

平成27年の国勢調査によると、本町の女性の年齢別労働力率は、全国及び埼玉県の割合を上回っており、特に30歳～34歳では10ポイント以上高くなっています。

経年比較をすると、これまでは25～29歳をピークに減少し、さらに40歳を超えると就業率は再び高くなる「M字曲線」を示していましたが、労働力率の上昇により、年々曲線の幅が小さくなっています。

■女性の年齢別労働力率の比較（平成27年）



資料：国勢調査

■女性の年齢別労働力率

単位：％

	長瀬町			埼玉県	全国
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	
15～19歳	17.1	20.0	15.8	13.2	14.7
20～24歳	74.7	72.1	64.4	78.2	69.5
25～29歳	70.3	73.1	79.5	83.2	81.4
30～34歳	60.7	69.0	76.7	89.5	73.5
35～39歳	68.7	68.0	75.7	78.6	72.7
40～44歳	81.6	74.6	77.9	83.3	76.0
45～49歳	77.3	83.7	77.5	81.7	77.9
50～54歳	72.9	75.8	84.0	79.8	76.2
55～59歳	57.8	64.2	65.5	75.8	69.4
60～64歳	42.0	42.3	47.9	51.7	52.1
65歳以上	17.9	15.1	14.8	18.0	16.7

資料：国勢調査

4 教育・保育事業の状況

(1) 認定こども園

平成29年4月に、長瀬幼稚園が「幼稚園型認定こども園」長瀬幼稚園に移行しました。

定員は1号認定（保育の必要性なし）が36人、2号認定（保育の必要性あり）が12人となっており、入園者は平成31年4月1日現在で30人となっています。

■認定こども園の概要

施設名	概要	対象者	定員
認定こども園 長瀬幼稚園	幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ (根拠：認定こども園法)	3～5歳	1号認定36人 2号認定12人

資料：健康福祉課（平成31年4月1日現在）

■認定こども園の園児数の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
園児数（人）	—	—	37	32	30
3歳	—	—	11	9	9
4歳	—	—	12	11	10
5歳	—	—	14	12	11

資料：健康福祉課（各年4月1日現在）

(2) 保育園

町内の保育園は2園あり、いずれも民間により設置、運営されています。定員は合計で150人、入園者は平成31年4月1日現在で147人となっています。

0歳児保育、障がい児保育、延長保育、一時預かり保育を実施しています。

少子化が進行する中、本町では女性の就業率が高いことから、園児数は減少していません。

■ 保育園の概要

施設名	概要	対象者	定員
高砂保育園（私立）	保護者の就労や疾病などの事由により、保育を必要とする児を保育する児童福祉施設（根拠：児童福祉法）	生後3か月～	90人
たけのこ保育園（私立）			60人

資料：健康福祉課（平成31年4月1日現在）

■ 保育園の園児数の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
園児数（人）	133	138	138	152	147
0歳	5	4	6	6	7
1歳	17	19	13	26	15
2歳	23	24	26	24	30
3歳	31	29	34	30	28
4歳	31	30	29	37	30
5歳	26	32	30	29	37

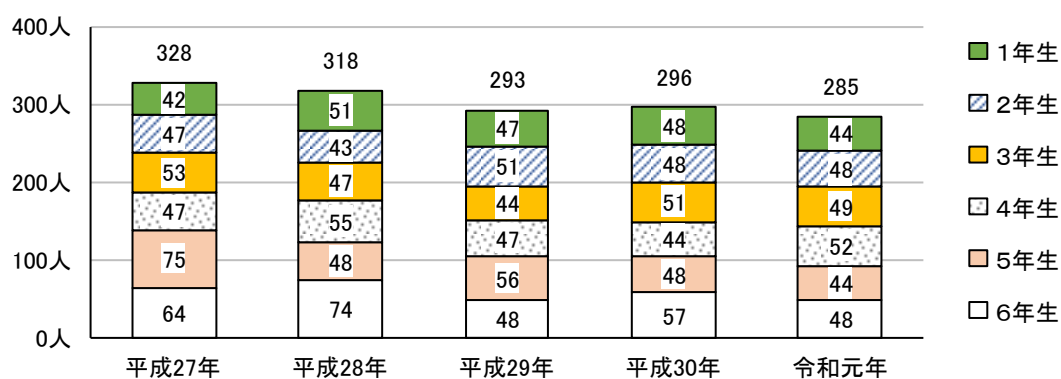
資料：健康福祉課（各年4月1日現在）

(3) 小学校

町内の小学校は2校あり、令和元年5月1日現在の児童数は285人となっています。

少子化の影響を受け、児童数が減少傾向にあります。

■小学校の児童数



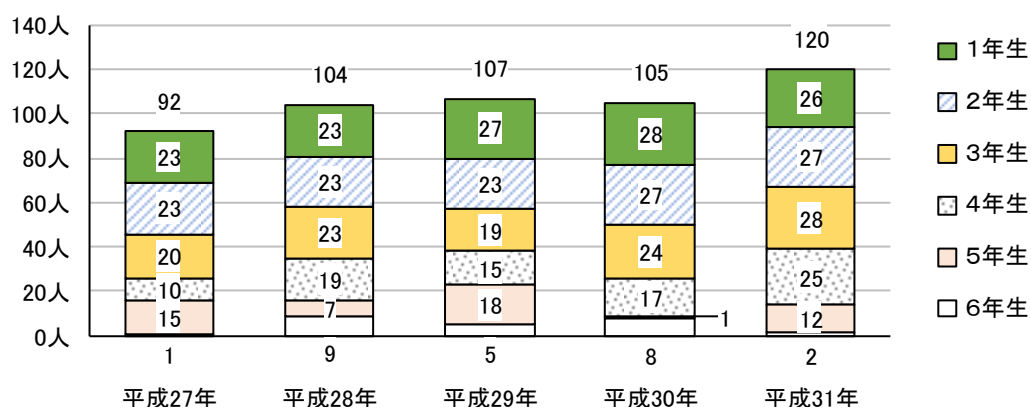
資料: 学校基本調査(各年5月1日現在)

(4) 学童クラブの利用者

町内の学童保育は3か所あり、2クラブが公設公営、1クラブが民設民営により運営されています。

定員は100人ですが、利用ニーズが年々高まっており、平成31年4月1日現在の登録者数は120人となっています。

■学童クラブの登録者数



資料: 健康福祉課(各年4月1日現在)

(5) 母子保健の状況

母子保健事業は、母子保健計画に基づいて各種事業を実施しています。

現在、専門職は保健師3人（健康福祉課）体制であり、母子保健から老人保健、精神保健等を担当しています。

保健師を中心に、住民に対してきめ細かな対応に努めており、乳児健診等の受診率は高くなっています。

■乳児健診の状況

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
3～5か月					
対象者（人）	37	37	33	26	28
受診者（人）	37	35	33	25	28
受診率（％）	100.0	94.6	100.0	96.2	100.0
9～10か月					
対象者（人）	43	25	27	39	25
受診者（人）	42	23	27	34	23
受診率（％）	97.6	92.0	100.0	87.2	92.0
1歳6か月					
対象者（人）	39	50	32	42	33
受診者（人）	35	46	29	41	31
受診率（％）	89.7	92.0	90.6	97.6	93.9
3歳2か月					
対象者（人）	45	45	50	42	48
受診者（人）	39	39	45	37	44
受診率（％）	86.6	86.7	90.0	88.1	91.7

資料：健康福祉課

(6) 子育て支援事業の状況

本町では、平成29年度までは、世代間交流支援センター「ひのくち館」を子育て支援の拠点として主要事業を実施していましたが、平成30年度からは、「長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬」に拠点を移し、各種事業を実施するとともに、子育てについての相談支援や情報提供等を行っています。

■子育て支援事業の状況

	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	組数 (組)	実人数 (人)	組数 (組)	実人数 (人)	組数 (組)	実人数 (人)	組数 (組)	実人数 (人)	組数 (組)	実人数 (人)
絵本読み聞かせ 「ママ読んで！」	74	163	66	137	66	144	60	124	98	212
ママの コーヒータイム	168	363	168	349	147	317	123	256	186	394
リズム遊び 「ぴよんぴよ組」	67	150	63	137	74	161	66	149	104	221
リズム遊び 「ぴよぴよ組」	70	148	87	179	42	92	42	86	78	162
満1歳 おたんじょう会	31	67	26	52	28	62	27	56	13	30
リサイクルくる	—	—	—	—	—	—	36	75	64	151
世代間交流	20	29	8	18	8	19	5	10	79	162
もぐもぐタイム	68	144	68	138	55	120	53	109	56	119



子育て支援事業「リズム遊び ぴよぴよ組」

5 第1期計画期間の評価

(1) 第1期計画の事業評価

長瀬町子ども・子育て支援事業計画の基本目標ごとに施策の実施状況から、担当課における事業評価を行いました。

なお、複数の課が連携・協働して実施している事業は担当課の数を事業数としています。

本町では、少子化が進む中で、子育て世帯が安心して子育てをすることができるよう、第1期計画においては、子育て支援拠点や子育て相談事業等の充実に努めました。

こども医療費については、秩父郡市に加え、深谷市及び寄居町まで拡大し、現物給付エリアの拡充を図りました。

また、平成30年度には「長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬」を開所し、子育て支援拠点に指定し、併せて子育て世代包括支援センターとして支援体制を構築するとともに、乳幼児から高齢者まで幅広い層が利用できる公園として「長瀬地区公園（はつらつパーク）」を整備するなど、ニーズに応じた子育て環境の整備を図りました。

さらに、第1期計画における新規の事業として、ママサロンや親子料理教室等の子育て世帯を対象とした事業を新たに実施するなど、多様な子育て支援事業を推進してきました。

■基本目標ごとの評価

基本目標	事業数	評価					
		A	B	C	D	その他	新規
基本目標1 子どもの育ちを支援する	32	11	14	3	0	0	4
基本目標2 家庭における「子育て」を支援する	35	7	17	0	1	6	4
基本目標3 子どもや家庭を支える地域（教育）力の向上を図る	10	0	3	3	2	2	0

※A:計画以上に進んだ、B:計画どおり、C:概ね計画どおり、D:計画どおり進まなかった、
その他:未実施等、新規:計画期間中に新規で開始した事業

(2) 多世代ふれ愛ベース長瀬の開設

町民アンケートや町への提案などの多くに、「屋内型の子育て支援施設の整備」に対する要望が以前から多く寄せられていたことから、平成 29 年度に子育て世代からシニア世代までの幅広い世代が利用できる「長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬」を整備することとなりました。

そして、平成 30 年度に、次世代を担う子どもたちを育む環境の整備と生涯にわたり元気に活躍するための新たな拠点として、「長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬」を開所しました。

本施設は、地域子育て「情報提供」の場、子育て世代や移住してきた方々の「情報交換」の場、世代間交流や子育て支援を通じて子どもたちやシニア世代の「ふれあい」の場、健康増進事業やサロン事業に参加する「きっかけづくり」の場として活用しています。

また、運営組織の確立や様々な事業を展開することで、移住・定住しやすい“まち”として認識してもらい、若者世代の定住人口増加や地域の活性化を目指しています。

■長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬の利用状況（平成 30 年度）

単位：人

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
来訪者		572	731	586	703	508	494	523	547	584	471	746	636	7,101
内 事 業 以 外	一般	159	83	116	154	62	66	34	126	151	103	194	176	1,424
	母子	157	103	120	217	136	132	147	71	157	67	158	82	1,547
内 事 業	母子	135	134	148	159	180	152	193	116	144	126	182	229	1,898
	世代間交流	63					50		72				32	217
	高齢者	58	72	85	68	57	57	82	103	94	109	140	73	998
	他		339	117	105	73	37	67	59	38	66	72	44	1,017



長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬

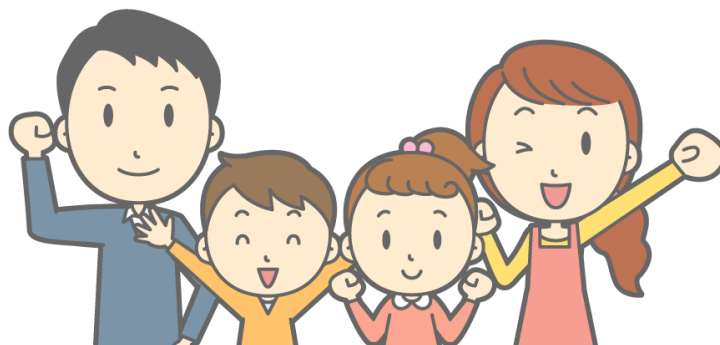
（3）認定こども園の開設

保護者が働いているか否かにかかわらず、3歳から就学前のすべての子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園を普及するとの国の方針が示されました。

本町では、平成29年4月に、長瀬幼稚園が幼稚園型認定こども園に移行し、保護者の保育ニーズに対応した保育環境・サービスを展開しています。



認定こども園長瀬幼稚園



6 アンケート調査結果の概要

本調査は子ども・子育て支援新制度に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を見直すにあたり、町民の子育てに関する現状等を把握し、子ども・子育て支援の実態や課題等を整理するための基礎資料とするために実施しました。

■調査期間

平成 31 年 1 月 24 日～平成 31 年 2 月 15 日

■調査対象

種類	対象者	配布数
就学前児童保護者	就学前の児童(0～5歳)のいる保護者	249件
小学生保護者	就学児童のいる世帯の保護者	296件

■回収結果

種類	配布・回収方法	有効回収数	有効回収率
就学前児童保護者	幼稚園・保育園を通して配布・回収、 未就園児は郵送配布・郵送回収	221 件	88.8%
小学生保護者	小学校を通して配布・回収	285 件	96.3%

■アンケート調査結果の概要を見るにあたっての注意点

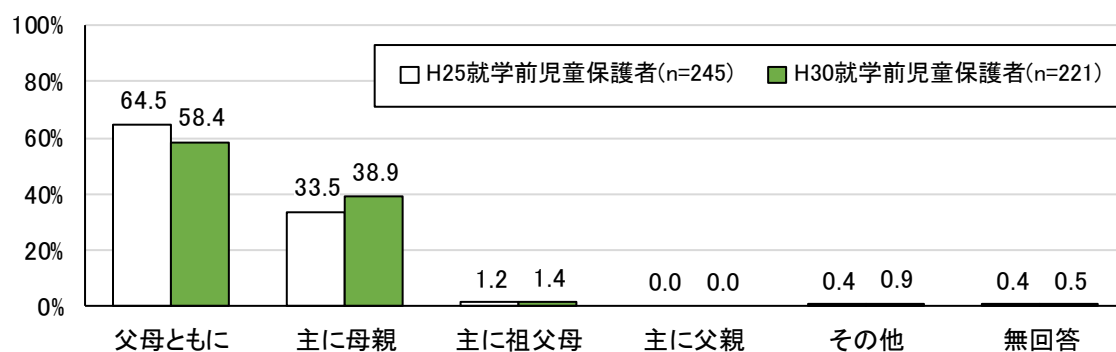
- 図表中の「n」とは、その設問の回答者数を表しています。
- 図表タイトルの【SA】は単数回答、【MA】は複数回答可の質問であることを示しています。
- 調査結果の比率は、設問の回答者数を基数として、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを示しています。そのため、その合計値が 100.0%にならない場合があります。
- 複数回答の設問の場合、回答比率の合計は 100.0%を超える場合があります。
- 図表中「無回答」とあるものは、回答が示されていない、又は回答の判別が困難なものです。
- 本文中、スペース等の関係から、一部省略した表現としている箇所があります。
- 本文中の「前回調査」は、前回の計画策定にあたって、平成 25 年度に実施した調査の結果です。

(1) 主に子育てをしている人

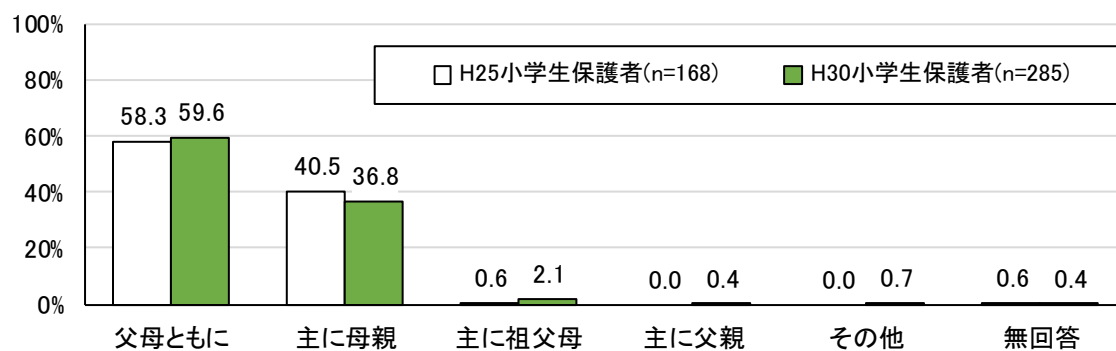
主に子育てをしている人について、就学前児童の保護者では「父母ともに」が58.4%で最も多く、次いで「主に母親」が38.9%となっています。前回調査と比較すると「父母ともに」が減少し、「主に母親」が増加しています。

小学生の保護者も同様に、「父母ともに」が最も多く59.6%を占め、次いで「主に母親」が36.8%となっています。前回調査と比較すると「主に母親」が減少し、「父母ともに」が増加しています。

■就学前児童保護者【SA】



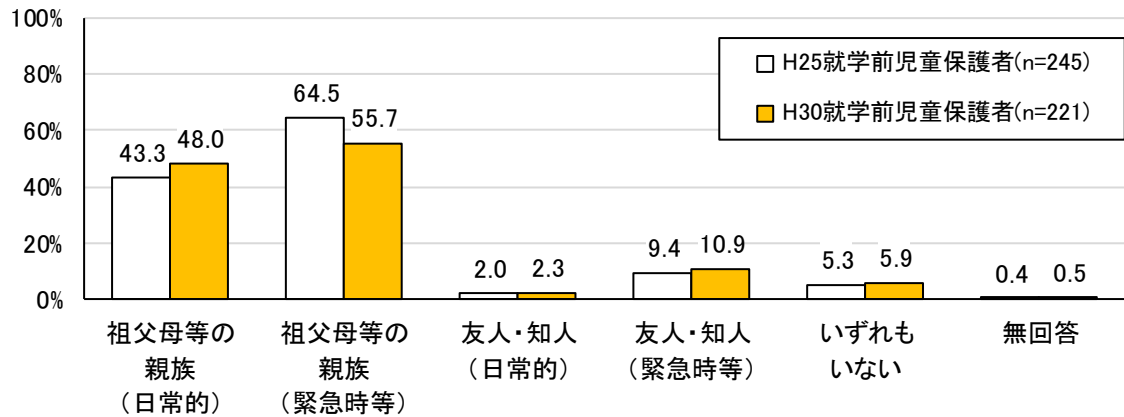
■小学生保護者【SA】



(2) 子どもをみてもらえる親族・知人

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人は、「祖父母等の親族（緊急時等）」が55.7%で最も高く、次いで「祖父母等の親族（日常的）」が48.0%、「友人・知人（緊急時等）」が10.9%となっています。「いずれもない」と回答した方は5.9%となっています。

■子どもをみてもらえる親族・知人【SA】



世代間交流事業「ふれ愛ベースこども秋祭り」

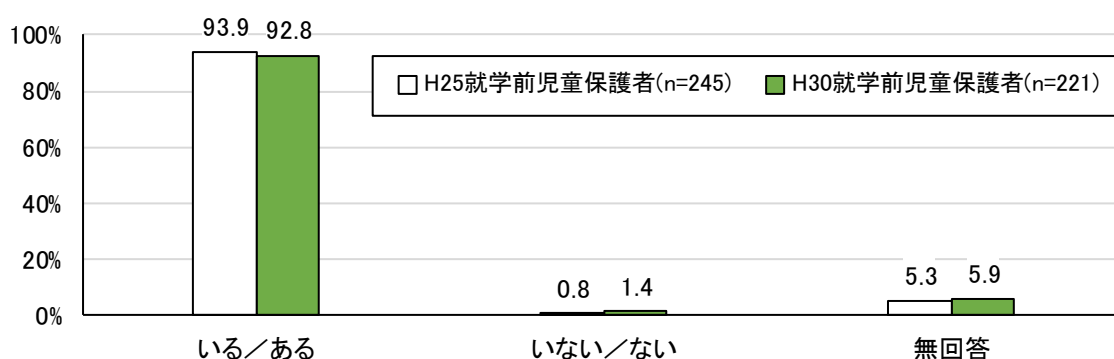
(3) 気軽に相談できる人・場所

就学前児童の保護者が気軽に相談できる人・場所について、「いる／ある」が92.8%を占めており、前回調査からはわずかに減少しています。

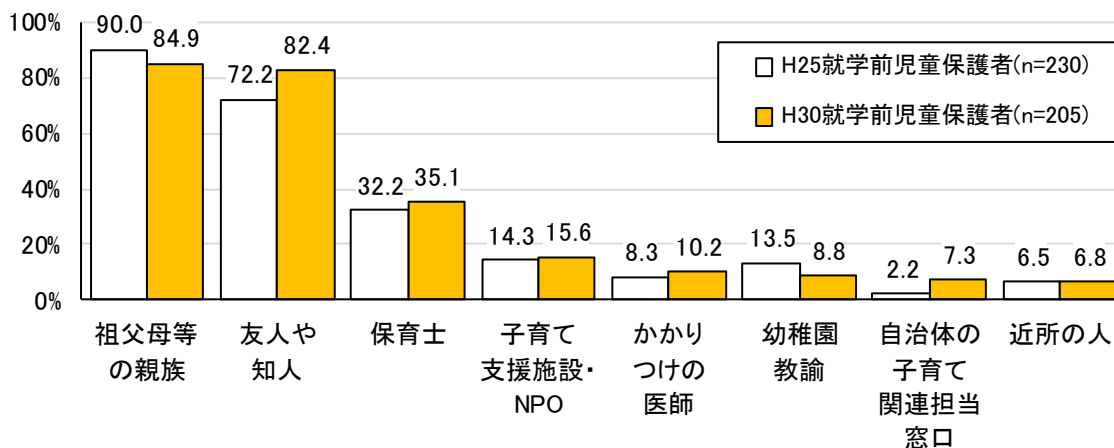
気軽に相談できる人・場所が「いる／ある」と回答した方の相談先は、「祖父母等の親族」が84.9%で最も多く、次いで「友人や知人」が82.4%で、前回調査と同様に身近な人が大半を占めていると考えられます。

また、「保育士」が35.1%、「子育て支援施設・NPO」が15.6%、「かかりつけの医師」が10.2%と続いており、いずれも前回調査から増加しています。

■気軽に相談できる人・場所の有無【SA】



■気軽に相談できる人・場所【MA・上位5%以上】



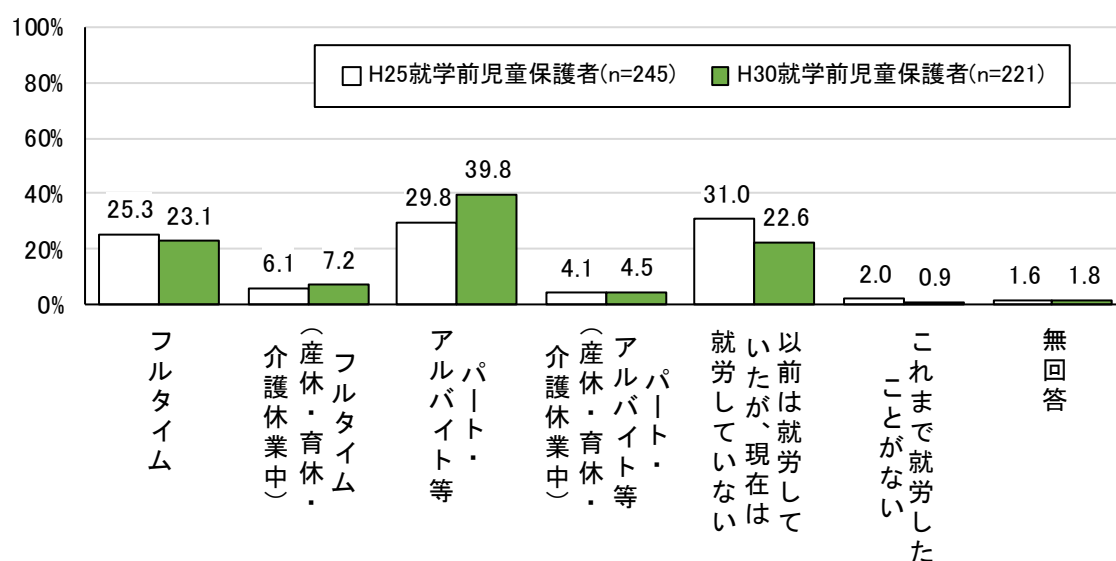
(4) 母親の就労状況

就学前児童の母親の就労状況は、「フルタイム」が23.1%、「パート・アルバイト等」が39.8%で、産休・育休・介護休業中と合わせると74.6%となっています。

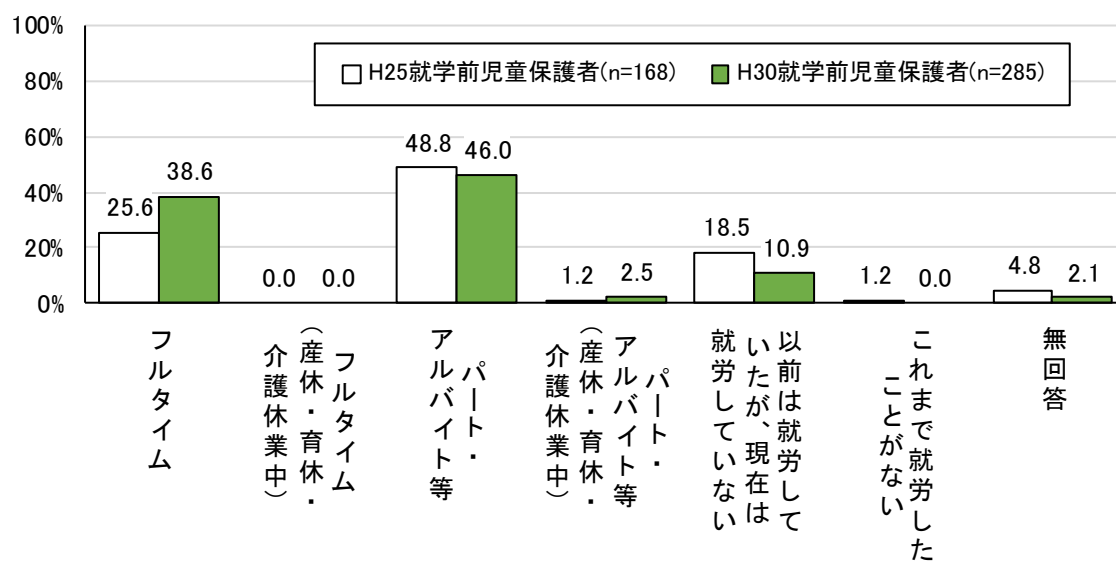
小学生の母親の就労状況は、「フルタイム」が38.6%、「パート・アルバイト等」が46.0%で、産休・育休・介護休業中と合わせると87.1%となっています。

前回調査と比較すると、就学前児童と小学生ともに、就労している母親が増加しており、就学前児童の母親は前回調査から9.3ポイント増、小学生の母親は前回調査から11.5ポイント増となっています。

■就学前児童の母親の就労状況【SA】



■小学生の母親の就労状況【SA】



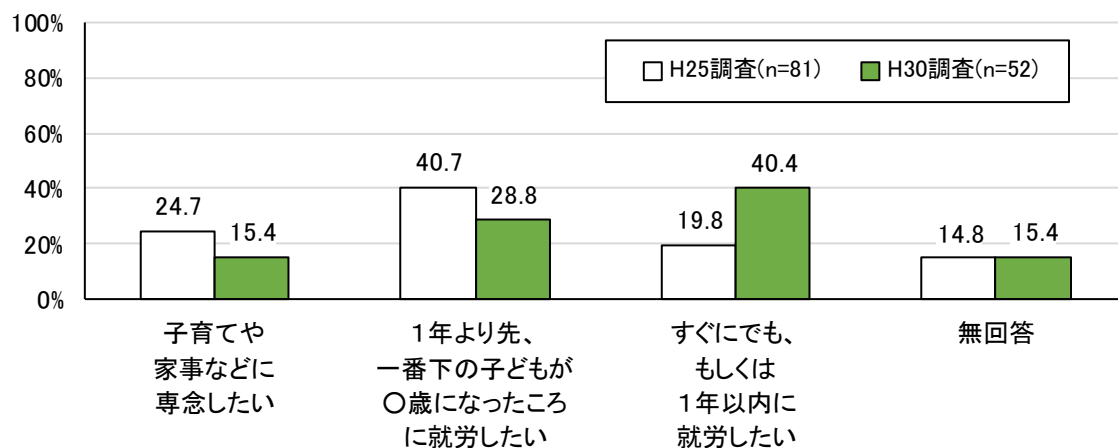
(5) 未就労の母親の就労意向

就労していない就学前児童の母親の就労意向は、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が40.4%、「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったところに就労したい」が28.8%で、合わせると69.2%が就労を希望している状況です。

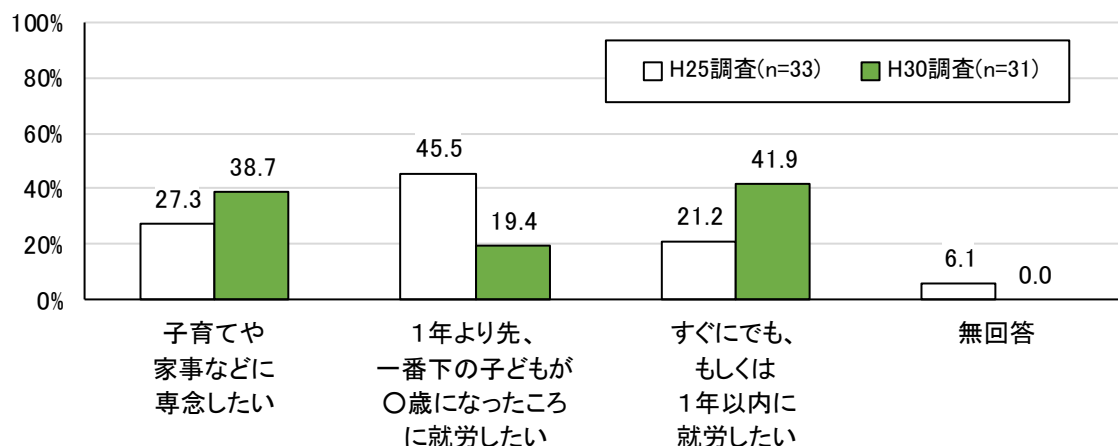
同様に、就労していない小学生の母親の就労意向は、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が41.9%、「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったところに就労したい」が19.4%で、合わせると61.3%が就労を希望している状況です。

前回調査と比較すると、就学前児童と小学生ともに「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が増加しており、就学前児童の母親は前回調査から20.6ポイント増、小学生の母親は前回調査から20.7ポイント増となっています。

■就学前児童の母親の就労意向【SA】



■小学生の母親の就労意向【SA】



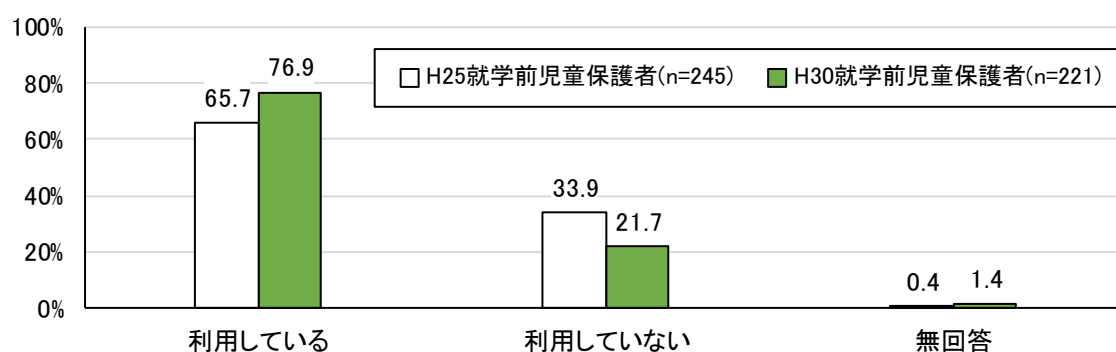
(6) 平日の教育・保育事業の利用状況

平日の教育・保育事業の利用について、「利用している」が76.9%を占めており、前回調査から11.2ポイント増加しています。

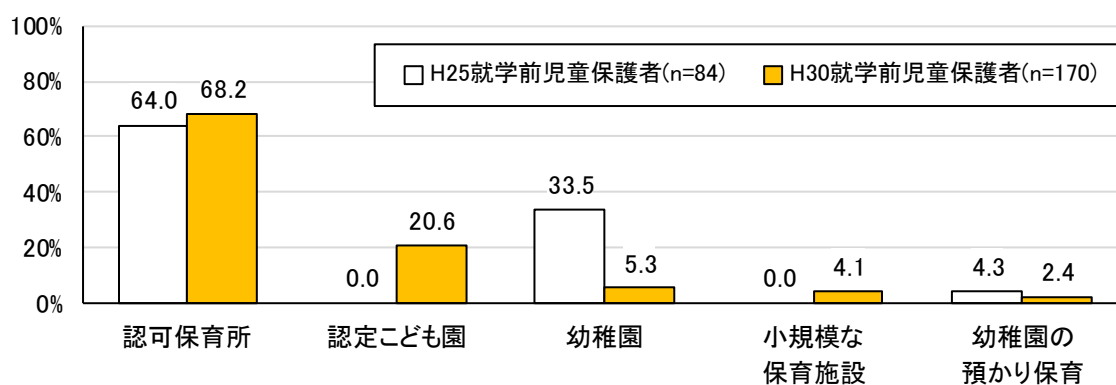
「利用している」と回答した方の利用している教育・保育事業は、「認可保育所」が68.2%で最も多く、次いで「認定こども園」が20.6%、「幼稚園」が5.3%、「小規模な保育施設」が4.1%となっています。

前回調査と比較すると、「認可保育所」、「認定こども園」、「小規模な保育施設」の利用割合が増加しています。

■教育・保育事業の利用状況【SA】



■利用している教育・保育事業【MA・上位5位】



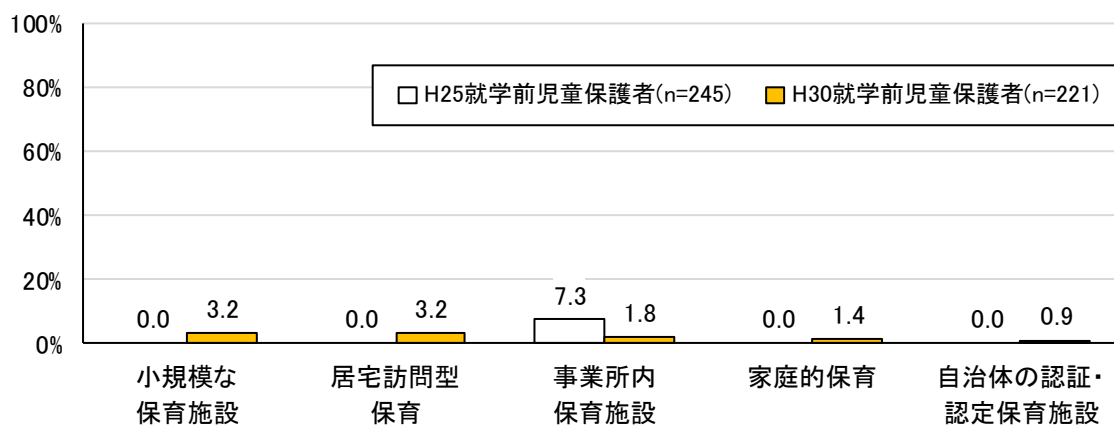
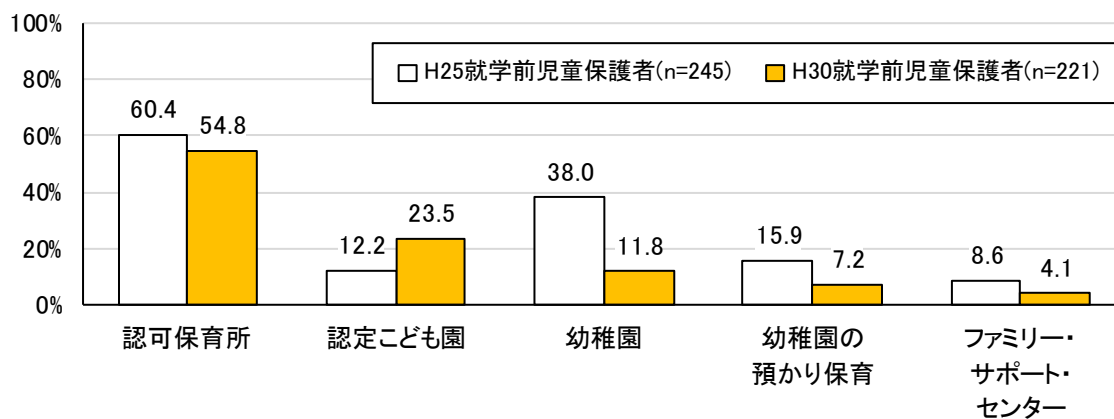
※平成29年に長瀬幼稚園が「幼稚園」から「認定こども園」(幼稚園型認定こども園)に移行しています。

(7) 平日の教育・保育事業の利用希望

利用を希望する平日の教育・保育事業は、「認可保育所」が54.8%で最も多く、次いで「認定こども園」が23.5%、「幼稚園」が11.8%、「幼稚園の預かり保育」が7.2%となっています。

前回調査と比較すると、「認定こども園」の利用希望が増加しているほか、「小規模な保育施設」や「居宅訪問型保育」なども少ない割合ではあるものの利用希望が挙げられています。

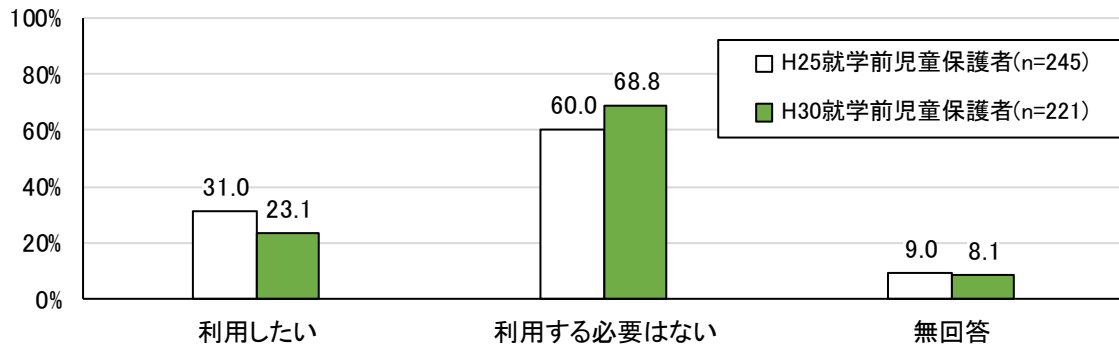
■利用を希望する教育・保育事業【MA・上位10位】



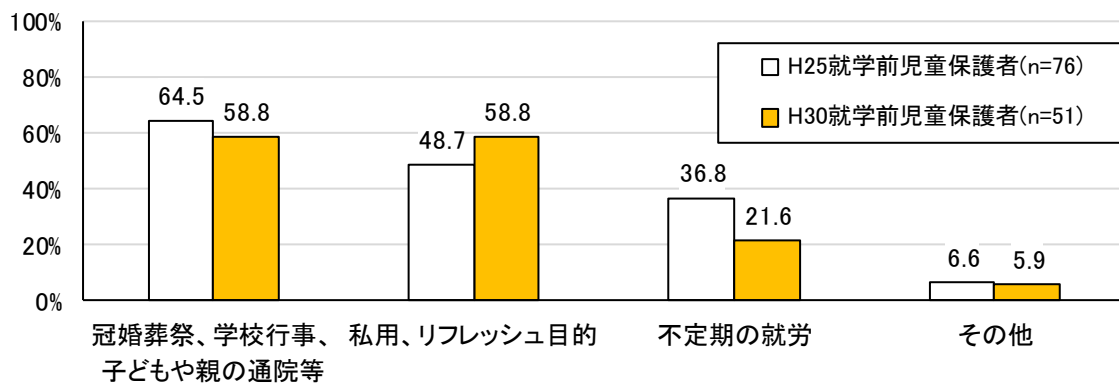
(8) 一時保育の利用希望

私用等の目的での事業の利用は、「利用したい」が23.1%となっており、利用目的としては、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」、「私用、リフレッシュ目的」が過半数を占めています。

■一時保育の利用希望【SA】



■一時保育の利用を希望する理由【MA】

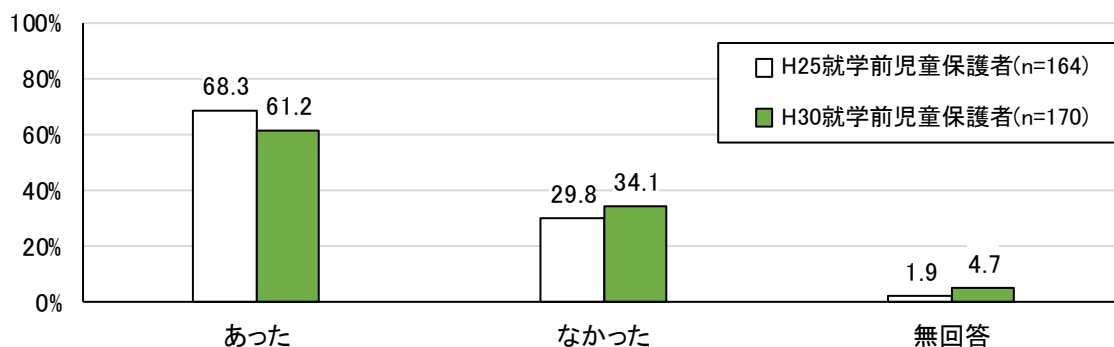


(9) 病児・病後児保育の利用

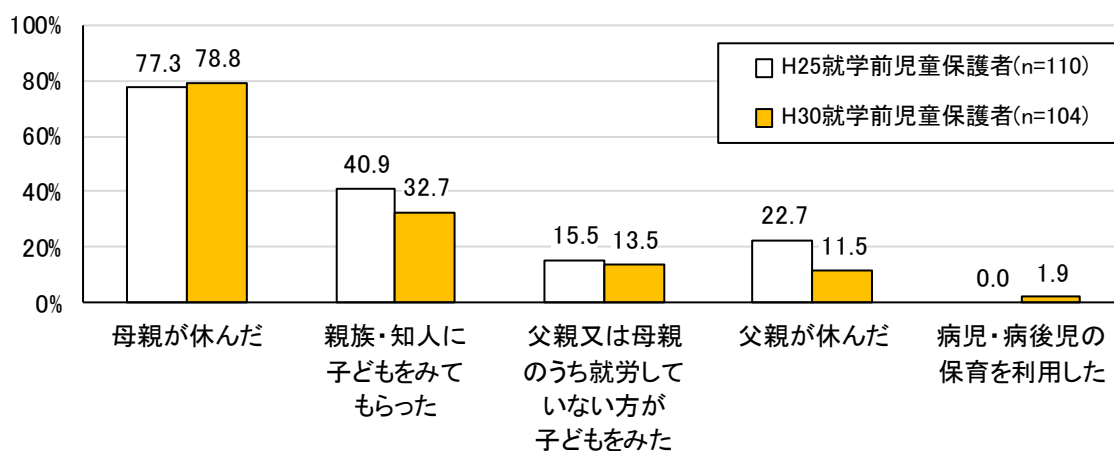
子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことは、「あった」が61.2%で、そのうち「母親が休んだ」が78.8%を占めています。

また、母親又は父親が休んだ家庭の利用希望は31.3%で、前回調査から増加しています。

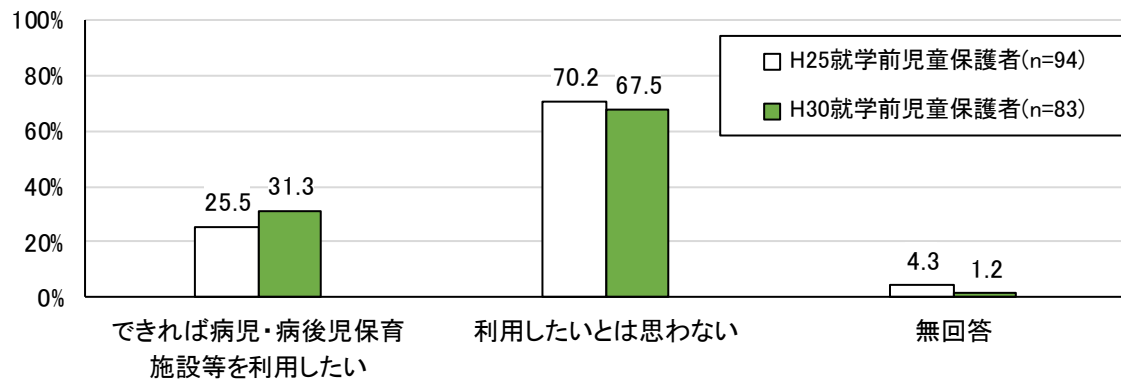
■教育・保育事業が利用できなかったこと【SA】



■教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法【MA・上位5位】



■ 病児・病後児保育の利用希望【SA】



子育て支援員による手作りペープサート

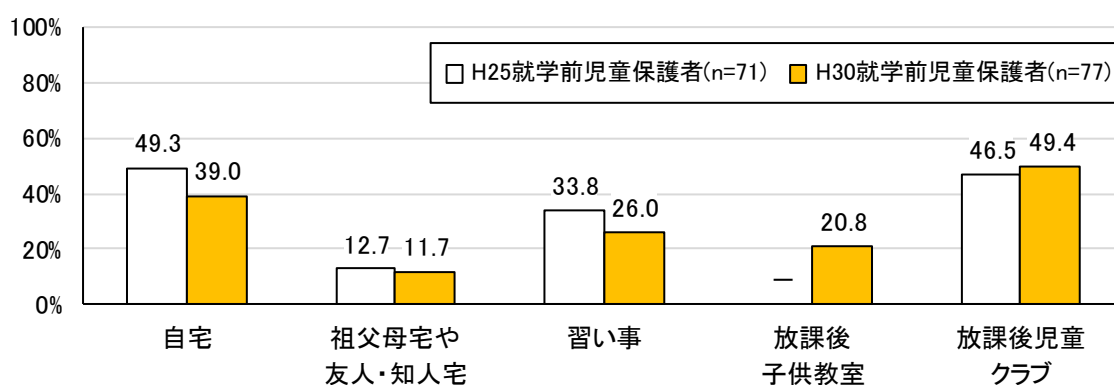
(10) 放課後の過ごし方

5歳以上の就学前児童の保護者が希望する、低学年時の放課後の過ごし方は、「放課後児童クラブ」が49.4%で最も多くなっており、前回調査から増加しています。

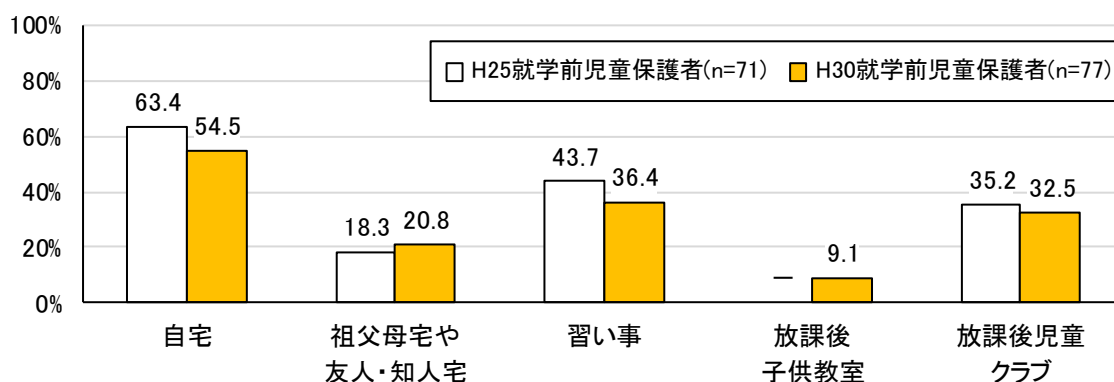
また、高学年時の放課後の過ごし方は、「自宅」が54.5%を占めています。次いで「習い事」が36.4%となっており、「放課後児童クラブ」は32.5%にとどまっています。

なお、前回調査では選択肢がなかった放課後子供教室は、低学年時は20.8%、高学年時は9.1%となっています。

■希望する低学年時の放課後の過ごし方【MA・上位5位】



■希望する高学年時の放課後の過ごし方【MA・上位5位】



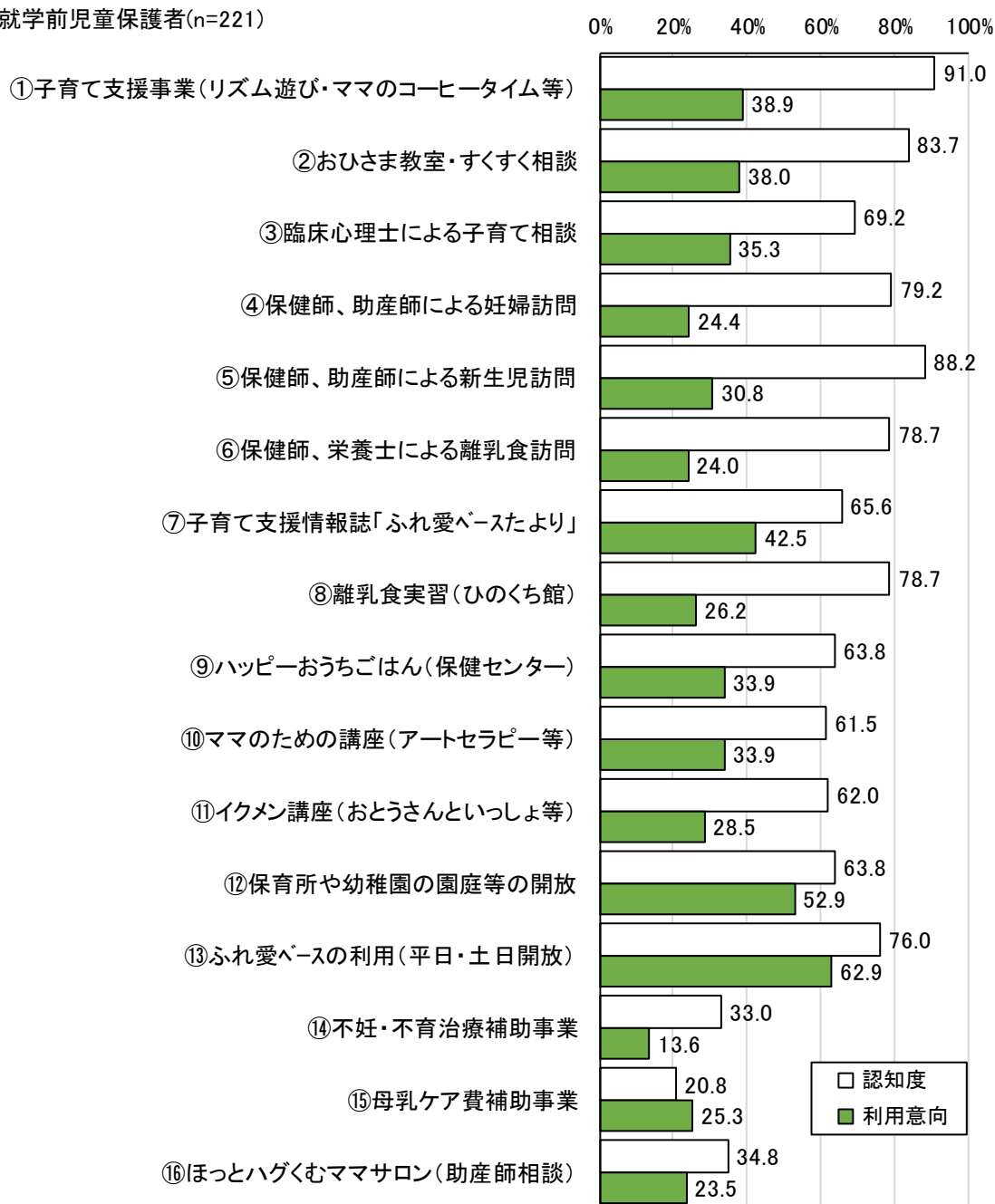
(11) 各種事業等の認知度と利用意向

各種事業等の認知度は、割合が高い順に「①子育て支援事業」(91.0%)、「⑤保健師、助産師による新生児訪問」(88.2%)、「②おひさま教室・すくすく相談」(83.7%) などとなっています。

利用意向は、割合が高い順に「⑬ふれ愛ベースの利用」(62.9%)、「⑫保育所や幼稚園の園庭等の開放」(52.9%)、「⑦子育て支援情報誌」(42.5%) などとなっています。

■各種事業等の認知度・利用意向【MA・上位5位】

H30就学前児童保護者(n=221)

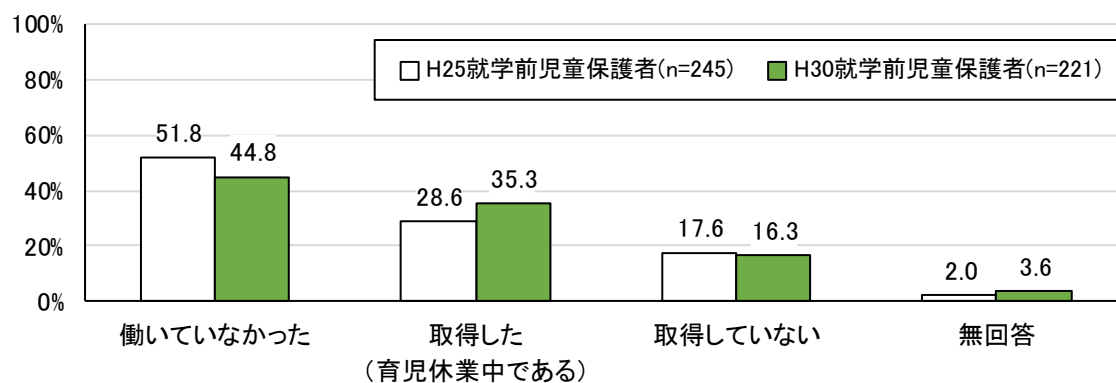


(12) 育児休業の取得状況

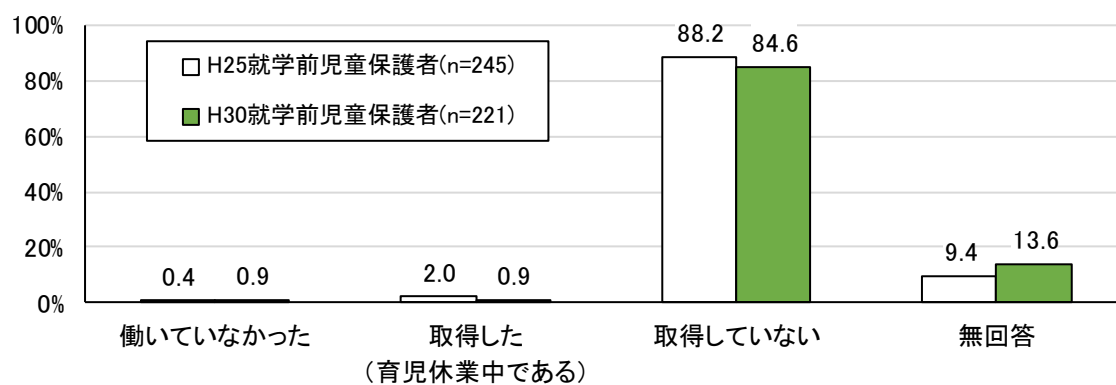
育児休業の取得について、母親では「取得した」が35.3%で、前回調査から6.7ポイント増加しています。

また、父親では「取得した」が0.9%にとどまっており、前回調査からも減少しています。

■母親の育児休業の取得状況【SA】



■父親の育児休業の取得状況【SA】

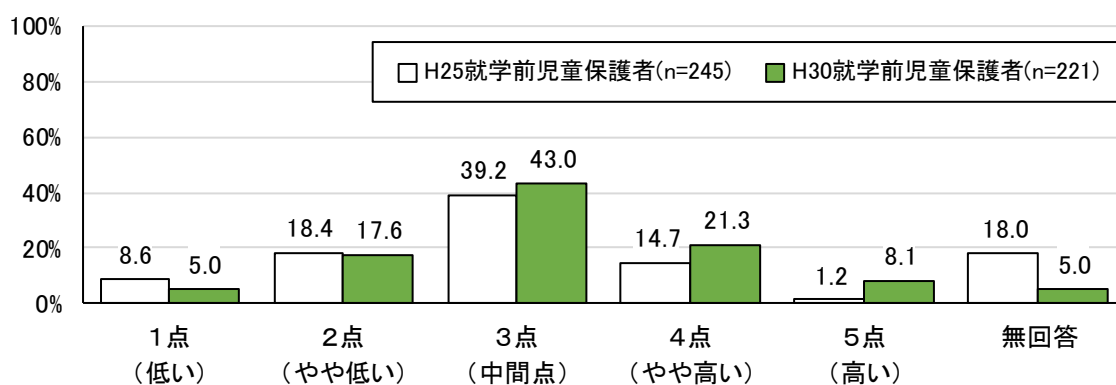


(13) 子育て環境や支援の満足度

子育て環境や支援への満足度は、「3点（中間点）」が43.0%で最も多く、次いで「4点（やや高い）」が21.3%、「2点（やや低い）」が17.6%、「5点（高い）」が8.1%、「1点（低い）」が5.0%となっています。

前回調査と比較すると、前回の平均点 2.78 点に対して、今回の平均点は 3.10 点となっており、0.33 ポイント増加しています。

■子育て環境や支援の満足度【SA】



ふれ愛ベース秋の大うんどう会

7 本町の現状からみる課題

(1) 教育・保育事業の充実

県の市町村別保育所等利用待機児童数によると、平成 31 年 4 月 1 日現在の本町の待機児童数は 0 人で、秩父圏域においても待機児童は発生していません。

アンケート調査によると、就学前児童の家庭では 6 割強の母親が就労しており、休業中の母親を含めると 7 割強となっており、2 割強が就労していない状況です。

しかし、就労していない就学前児童の母親の 7 割弱が就労したいと考えており、そのうち半数以上はすぐにでも就労したいと回答していることから、今後の保育ニーズは高まっていくことが想定され、母親の就労ニーズ及び保育ニーズを踏まえた、教育・保育事業の充実が求められます。

(2) 地域における子育て支援の充実

アンケート調査によると、気軽に相談できる人は、「祖父母等の親族」や「友人・知人」が大半を占めており、身近な人への相談が多くなっています。

一方で、「近所の人」や「民生委員・児童委員」などの割合は低くなっており、身近な人以外への子育てに関する相談機会は少ないことがうかがえます。

また、国勢調査によると、本町ではひとり親家庭が年々増加しており、特に女性のひとり親家庭が多くなっています。

今後、核家族化や過疎化が進行するとともに、個人の価値観やライフスタイルの多様化がさらに進み、人と人との関わりが薄れていく中で、相談する相手が身近にいない家庭に対して、地域での孤立を防ぎ、保護者が悩みごとを抱え込んでしまうことのないよう、身近な地域で支援していく体制の構築が求められます。

(3) 仕事と子育ての両立支援の充実

国勢調査によると、本町の女性の労働力率は上昇傾向にあります。特に 30～34 歳の労働力率が大幅に上昇しており、結婚・出産期にあたる年代に労働力率が低下し、育児が落ち着いた時期に上昇するという「M 字曲線」の幅が年々小さくなっていることから、女性の社会進出が進んでいることがわかります。

一方で、アンケート調査によると、就労していない母親の多くが就労希望を持っていることが顕在化しています。また、就学前児童の家庭において、主に子育てをしているのは「父母ともに」が 6 割弱を占めているものの、「主に母親」が 4 割弱で、子育てにおける女性の負担が大きくなっています。

そのため、男女がともに子育てを担い、やりがいや充実感を感じながら働き続けることができるように、子育て家庭が仕事と子育てを両立できる環境の充実が求められます。

（４）多様な保育サービスの充実

アンケート調査によると、私用等の目的で教育・保育事業を「利用したい」と回答した家庭は2割強となっており、利用目的は「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」と「私用、リフレッシュ目的」がともに6割弱を占めており、就労だけではなく様々な理由による保育サービスの利用が望まれています。

また、教育・保育事業の利用希望では、小規模や事業所内などの保育施設の利用を希望する家庭もあり、ライフスタイルの多様化や働き方改革が進む中で、子育ての不安や孤立感を和らげ、各家庭が希望する生活を実現することができるよう、多様な保育サービスを充実することが求められます。

（５）子育てしやすい生活環境の充実

アンケート調査によると、子育て環境や支援の満足度（5段階評価）の平均は、中間点を上回る3.10となっており、前回計画策定時の2.78を上回っています。

満足度が上昇した要因としては、第1期計画期間において、「長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬」の開設、認定こども園の開設や公園等の施設整備など、町の子育て環境の整備を進めたことなどが挙げられます。

一方で、具体的な記述をみると「安全な遊び場の確保」や「医療機関の整備」、「経済的支援の充実」などを求める声が上がっており、町の子育て支援に対して一定の評価はあるものの、安全・安心に関する施策や費用負担の軽減などが求められます。



共働き世帯事業「エニアグラム講座」

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子ども・子育て支援は、子育てについての第一義的な責任が保護者にあることを前提としつつ、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に伴う家族や地域の子育て力の低下等を踏まえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを構築することを目的としています。

本計画の基本理念は、子ども・子育て支援法の目的や子ども・子育て支援に関する基本的認識等を踏まえつつ、町として一貫性のある子ども・子育て支援の推進を図るため、第1期計画の基本理念を継承します。

◇◆基本理念◆◇

子どもたちの元気な声が聞こえる地域づくり

地域のつながりが希薄になり、多くの人との関わりの中で子どもが育つ環境が失われてきています。そのため、保護者の孤立感や負担感の増大も懸念されています。

また、少子高齢化や核家族化の進行など、社会構造の変化により、働く家庭はもとより、在宅で子育てをする家庭を含めて、多くの子育て家庭が様々な悩みや不安を抱えています。

すべての子育て家庭の希望を叶えることができるように、各家庭の状況やニーズに応じた多様な支援をしていくことが求められます。



2 計画の基本目標

基本理念の実現のために、基本目標を次のように設定します。

基本目標1 子どもの育ちを支援する

子どもたちが健全に成長していけるよう、遊びや体験の場づくり、健康づくり、保育環境づくりなどを進めます。

基本目標2 家庭における「子育て」を支援する

子育て中の家庭の良好な保育環境を保つため、保育サービスの充実、男性の子育て参加、母子の健康づくりなどを進めます。

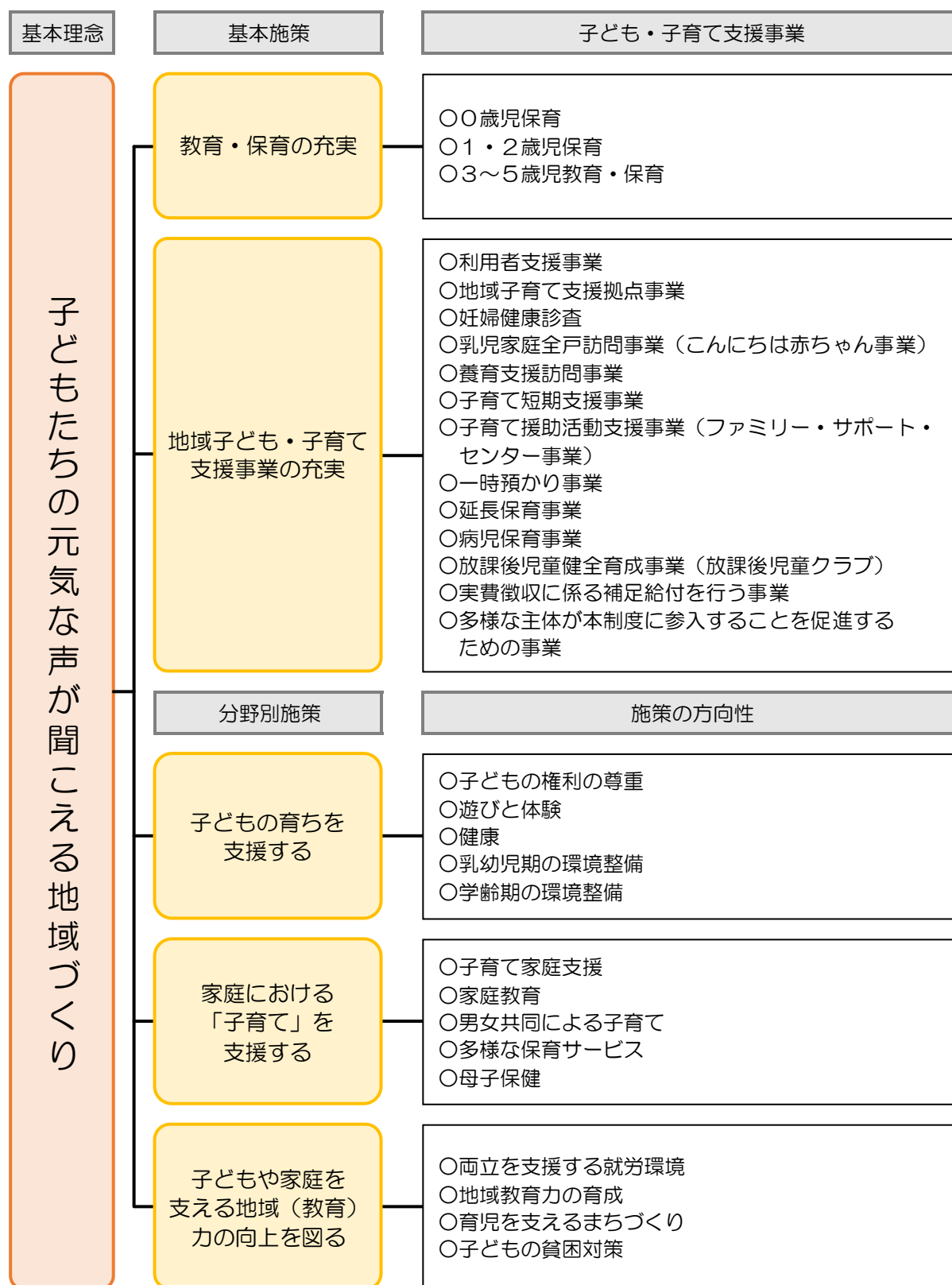
基本目標3 子どもや家庭を支える地域（教育）力の向上を図る

子どもを地域社会が見守り、子育て中の家庭を支援していくため、子どもにやさしいまちづくりの推進、経済的な安定の確保を図ります。



運動後のクールダウンに絵本の読み聞かせ

3 施策体系



第4章 子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策

1 子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援法等に基づく新制度の給付・事業は、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた施設型給付費と、小規模保育所等を通じた地域型保育給付費からなる「子どものための教育・保育給付」、未移行の幼稚園や特別支援学校を通じた施設等利用費からなる「子育てのための施設等利用給付」、市町村の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」、国が主体となって実施する「仕事・子育て両立支援事業」（平成28年に創設）により構成されます。

この制度のもと、地域の保育、子育て支援のニーズを把握し、認定こども園、保育所（園）などの計画的な基盤設備や子育て支援事業の実施に主体的に取り組みます。

■子ども・子育て支援新制度の全体像



2 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条第2項（抜粋）では、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域を定めることとしています。

また、子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として「市町村が定める区域」を設定する必要があるとされています。

そこで、本町では、教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、交通事情による利用者の通園等の動線も考慮しながら、地域的なつながりが深く、日常生活圏域として捉えられることから教育・保育提供区域は町内全域を1つとして設定します。

この圏域内において、幼稚園、保育所（園）、小学校をはじめ、小規模保育、家庭的保育等の様々な施設や事業を連携させ、身近な地域での支え合いのもと、全ての子どもたちが等しく、豊かな教育・保育を受けられるまちを目指します。

■長瀬町の教育・保育提供区域

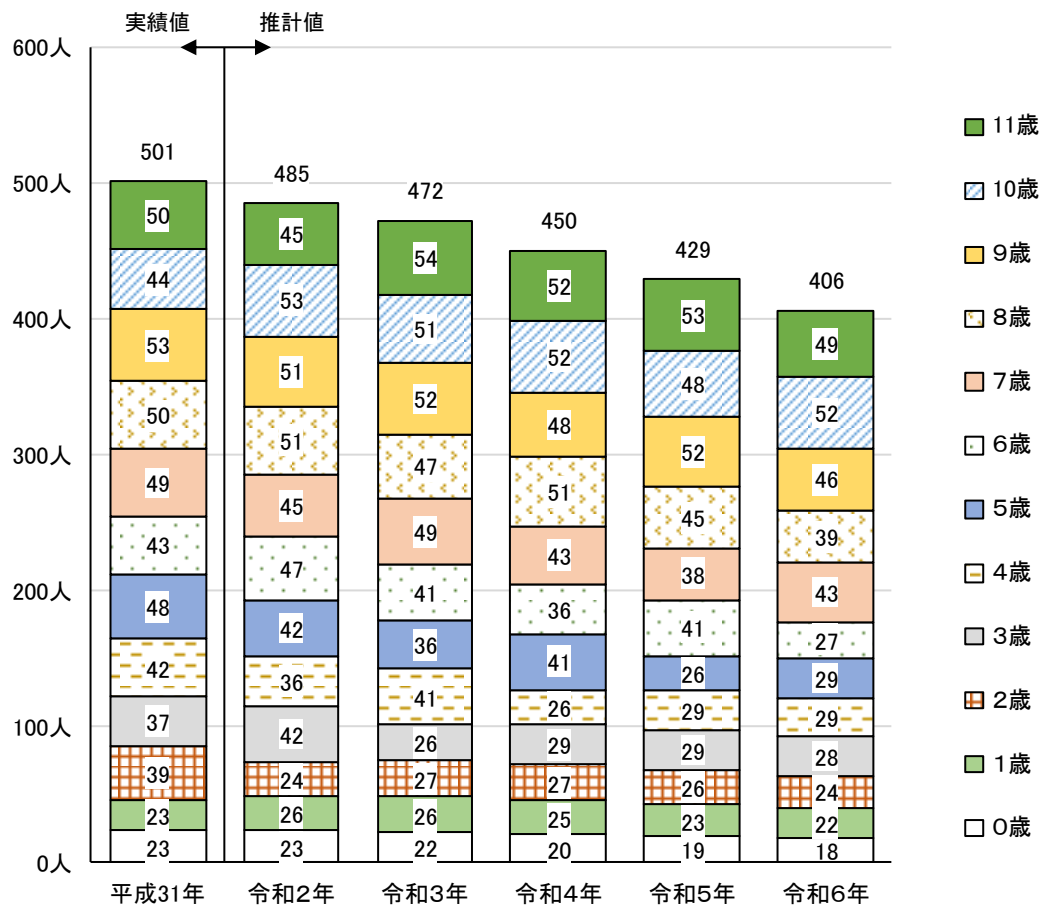
教育・保育	区域設定
0歳児保育(3号認定子ども)	町内全域 (1区域)
1・2歳児保育(3号認定子ども)	
3～5歳児教育・保育(1号認定子ども及び2号認定子ども)	
地域子ども・子育て支援事業	区域設定
利用者支援事業	町内全域 (1区域)
地域子育て支援拠点事業	
妊婦健康診査	
乳児家庭全戸訪問事業	
養育支援訪問事業	
子育て短期支援事業(ショートステイ事業、トワイライトステイ事業)	
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	
一時預かり事業	
延長保育事業	
放課後児童健全育成事業(学童保育所)	
病児保育事業	

3 児童数の見込み

本計画の対象となる児童の見込みについては、平成27年から平成31年までの住民基本台帳人口データ（各年4月1日現在）を用いて、コーホート変化率法（同じ期間に生まれた集団について、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法）により、計画の最終年度である令和6年までの推計を行いました。

12歳未満の児童数は、年々減少し、令和6年には406人となり、平成31年から95人の減少が見込まれます。

■児童数の見込み



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）による推計

4 教育・保育の見込量と確保方策

(1) 0歳児保育（3号認定子ども）

出産後、早期の職場復帰を希望する保護者が安心して預けることができるよう、町内の保育所（園）等において、0歳児保育を実施します。

■第1期計画の実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①児童数【0歳】（人）	37	30	36	20	23
②実績値（人）	5	4	6	6	7
③確保方策（人）	9	9	9	9	9
差③－②（人）	4	5	3	3	2
利用率②／①（％）	13.5	13.3	16.7	30.0	30.4

■第2期計画の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①推計児童数【0歳】（人）	23	22	20	19	18
②量の見込み（人）	8	8	7	7	7
③確保方策（人）	教育・保育施設	9	9	9	9
	地域型保育事業	—	—	—	—
差③－②（人）	1	1	2	2	2
利用率②／①（％）	35.9	35.0	35.8	34.7	36.7

【確保方策及び今後の方向性】

- 推計児童数は年々減少する見込みとなっていますが、低年齢児の保育ニーズの高まりにより、実績値をやや上回る水準のニーズ量となっています。
- 0歳の3号認定は、町内の保育所（園）等により必要な事業量を確保できる見通しとなっています。

(2) 1・2歳児保育（3号認定子ども）

共働き家庭やひとり親家庭の保護者が安心して預けることができるよう、町内の保育所（園）等において、1・2歳児保育を実施します。

第1期計画においては、確保方策を上回る実績値となっており、保育人材の確保による受け入れを行っています。

■第1期計画の実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①児童数【1・2歳】（人）	87	88	74	73	62
②実績値（人）	40	43	40	51	45
③確保方策（人）	35	35	35	35	35
差③－②（人）	▲5	▲8	▲5	▲16	▲10
利用率②／①（％）	46.0	48.9	54.1	69.9	72.6

■第2期計画の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①推計児童数【1・2歳】（人）	50	53	52	49	46
②量の見込み（人）	35	36	36	34	32
③確保方策（人）	教育・保育施設	35	35	35	35
	地域型保育事業	—	—	—	—
差③－②（人）	0	▲1	▲1	1	3
利用率②／①（％）	70.0	67.9	69.2	69.4	69.6

【確保方策及び今後の方向性】

- 推計児童数は減少傾向で推移する見込みとなっていますが、低年齢児の保育ニーズの高まりにより、約70%の利用率が見込まれます。
- 1・2歳の3号認定は、令和3年度と令和4年度に量の見込みが確保方策を上回ることが見込まれます。
- 少子化が進行することを踏まえ、施設整備等は実施せず、町内の保育所（園）等において保育人材を確保することにより、必要な事業量の確保を図ります。

(3) 3～5歳児教育・保育（1号認定子ども及び2号認定子ども）

多様な就労状況や子育てに対する保護者の考え方に応じた適切な教育・保育が提供できるよう、町内の認定こども園及び保育所（園）において、3～5歳児の教育・保育を実施します。

本町では、平成29年4月に、長瀬幼稚園が「幼稚園型認定こども園」に移行しました。

■第1期計画の実績

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①児童数【3～5歳】（人）		134	131	136	135	127
②実績値（人）	1号認定	39	39	32	28	20
	2号認定	88	92	94	98	95
③確保方策（人）	1号認定	140	140	36	36	36
	2号認定	96	96	108	108	108
差③－②（人）	1号認定	101	101	4	8	16
	2号認定	8	4	14	10	13
利用率②／①（％）	1号認定			23.5	20.7	15.7
	2号認定	65.7	70.2	69.1	72.6	74.8

■第2期計画の見込み

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①推計児童数【3～5歳】（人）		120	103	96	84	86
②量の見込み（人）	1号認定	19	18	17	13	14
	2号認定	91	76	72	63	65
③確保方策（人）	1号認定	20	20	20	20	20
	2号認定	107	107	107	107	107
差③－②（人）	1号認定	1	2	3	7	6
	2号認定	16	31	35	44	42
利用率②／①（％）	1号認定	15.8	17.5	17.7	15.5	16.3
	2号認定	75.8	73.8	75.0	75.0	75.6

【確保方策及び今後の方向性】

- 実績値と同水準の利用ニーズが見込まれますが、児童数の減少に伴い、量の見込みは年々減少することが想定されます。
- 3～5歳の1号認定及び2号認定は、町内の認定こども園及び保育所（園）等により必要な事業量を確保できる見通しとなっています。

5 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

平成28年度から平成29年度にかけて、健康福祉課窓口で基本型として事業を実施していましたが、平成30年度の「長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬」の開所に伴い、母子保健型に移行して事業を実施しています。併せて「子育て世代包括支援センター」としても実施しています。

■第1期計画の実績（令和元年度は見込値）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
基本型・特定型（か所）	0	1	1	0	0
母子保健型（か所）	0	0	0	1	1

■第2期計画の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型・特定型（か所）	0	0	0	0	0
母子保健型（か所）	1	1	1	1	1

【確保方策及び今後の方向性】

○引き続き、長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬において事業を実施し、子育て家庭の保護者や妊婦等のニーズを把握し、適切な利用支援を行います。

○基本型

子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施します。

○特定型

主に市町村の窓口において、待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施します。

○母子保健型

主に市町村の保健センター等において、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

平成29年度までは、世代間交流支援センター「ひのくち館」において事業を実施していましたが、平成30年度からは、「長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬」において、子育て支援事業、子育て講座、育児相談、子育て情報の提供などを行っています。

■第1期計画の実績（令和元年度は見込値）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績（人回）	1,266	1,431	1,280	2,563	2,397
実施か所（か所）	1	1	1	1	1

■第2期計画の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人回）	2,123	2,123	2,123	2,123	2,123
実施か所（か所）	1	1	1	1	1

【確保方策及び今後の方向性】

〇引き続き、長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬において事業を実施し、利用者のニーズに応える運営をしていきます。



ボランティアによる絵本の読み聞かせ事業「ママよんで」

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

■第1期計画の実績（令和元年度は見込値）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受診実績（延回数）	714	531	393	323	200

■第2期計画の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（延回数）	322	308	280	266	252

【確保方策及び今後の方向性】

○各年度の〇歳児の推計人口×14回を量の見込みとして設定します。
○引き続き、利便性の向上と受診勧奨に努めます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、発育・栄養・育児・生活環境等の相談や、子育てで支援に関する情報提供、養育環境等の把握を行う事業です。

現在、母子健康手帳交付時や出生届時に新生児訪問について説明し、保健師が訪問を実施し、情報提供及び保育環境等の把握をしています。

■第1期計画の実績（令和元年度は見込値）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問実績（人）	37	34	25	33	20

■第2期計画の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	23	22	20	19	18

【確保方策及び今後の方向性】

○引き続き、訪問実施率の向上に努めます。
○継続して支援が必要と判断された家庭については、保健師、助産師、ケースワーカー等が連携し、適切なサービスの提供につなげていきます。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

養育のための支援が必要と認められる乳幼児・児童、保護者及び妊婦に対し、保健師、子育て支援員や職員等が対象者の自宅に訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。

■第1期計画の実績（令和元年度は見込値）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問実績（人）	43	12	16	40	20

■第2期計画の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	40	40	40	40	40

【確保方策及び今後の方向性】

- これまでの訪問実績等を踏まえ事業量を見込みます。
- 今後も養育が必要な家庭の把握に努め、適切な養育の実施に努めます。

◎子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、関係機関の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

児童虐待の発生予防や早期発見、早期対応等、子どもを取り巻くさまざまな問題に対応するため「長瀬町要保護児童対策地域協議会」を平成19年1月に設立し、児童等の適切な保護・支援を図る活動等を行っています。

また、多岐にわたる事例について、専門性を持つ者から助言、指導を受けるなどして専門性を強化するとともに、このような取組を地域住民に周知する活動を行っています。

【確保方策及び今後の方向性】

- 子どもの生命・身体を脅かす児童虐待などの発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取組を行います。
- 状況に応じて個別支援会議を開催し、迅速かつ適切な支援策の検討を実施していくとともに、個別支援の状況把握・評価を定期的に行い、関係機関の連携のもと、適切な支援が継続されるよう努めます。
- 子育て世代包括支援センターとの連携が必須であるため、定期的なカンファレンスを実施し、情報共有等を図ります。

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

本町では、未実施となっています。

【確保方策及び今後の方向性】

○調査結果からは、利用ニーズは見込まれていません。

○引き続き、児童相談所との連携に努めます。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本町では、未実施となっていますが、ちちぶ定住自立圏で実施しています。

【確保方策及び今後の方向性】

○調査結果からは、利用ニーズは見込まれていません。

○引き続き、ちちぶ定住自立圏で実施しているファミリー・サポート・センター事業の周知及び活用促進に努めます。



イクメン事業「おとうさんといっしょ」

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

①一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園における「預かり保育」に該当する事業であり、認定こども園、幼稚園において、在園児を対象に保育（教育活動）を実施する事業です。

本町では、令和元年10月から、町内1か所の幼稚園型認定こども園（長瀬幼稚園）で事業を実施しています。

■第1期計画の実績（令和元年度は見込値）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利 用 実 績（人）	—	—	—	—	650
確 保 方 策（人）	—	—	—	—	1,050
確保方策（か所）	—	—	—	—	1

■第2期計画の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
確 保 方 策（人）	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
確保方策（か所）	1	1	1	1	1

【確保方策及び今後の方向性】

引き続き、町内1か所の幼稚園型認定こども園（長瀬幼稚園）で事業の実施体制の確保を図ります。

②一時預かり事業（保育園等で実施する一時預かり）

保護者の病気、冠婚葬祭、その他の理由で一時的に保育を必要とする場合、0歳から就学前までの児童を一時的に預かる事業です。

本町では、町内1か所の保育園（たけのこ保育園）で事業を実施しています。

■第1期計画の実績（令和元年度は見込値）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績（人）	20	102	37	37	36
確保方策（人）	550	550	550	550	550
確保方策（か所）	1	1	1	1	1

■第2期計画の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	448	416	400	352	352
確保方策（人）	550	550	550	550	550
確保方策（か所）	1	1	1	1	1

【確保方策及び今後の方向性】

〇引き続き、町内の保育園で事業の実施体制の確保を図ります。



たけのこ保育園

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

本町では、町内2か所の保育園（高砂保育園・たけのこ保育園）で事業を実施しています。

■第1期計画の実績（令和元年度は見込値）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績（人）	14	26	31	32	36
確保方策（か所）	2	2	2	2	2

■第2期計画の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	28	25	25	23	22
確保方策（か所）	2	2	2	2	2

【確保方策及び今後の方向性】

○引き続き、町内2か所の保育園（高砂保育園・たけのこ保育園）で事業の実施体制の確保を図ります。

(10) 病児保育事業

病気や病気回復期の病児や、突然の発熱等で集団保育が困難な児童を、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

本町では、未実施となっています。

■第2期計画の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	11	9	9	9	8

【確保方策及び今後の方向性】

○調査結果によると、病児・病後児保育の利用ニーズが見込まれています。
○県内の緊急サポート事業等を活用するなど、必要な支援体制の確保について検討します。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

本町では、町内3か所（長瀬一小放課後児童クラブ室・長瀬二小放課後児童クラブ室・たけのこ学童クラブ）で事業を実施しています。

■第1期計画の実績

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績 (人)	1年生	23	23	27	28	26
	2年生	23	23	23	27	27
	3年生	20	23	19	24	28
	4年生	10	19	15	17	25
	5年生	15	7	18	1	12
	6年生	1	9	5	8	2
	①合計	92	104	107	105	120
②確保方策（人）		100	100	100	100	100
差②－①（人）		8	▲4	▲7	▲5	▲20
確保方策（か所）		3	3	3	3	3

■第2期計画の見込量と確保方策

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量 (人)	1年生	24	21	18	21	12
	2年生	23	24	22	19	22
	3年生	25	24	25	23	19
	4年生	17	18	17	18	16
	5年生	19	17	18	17	18
	6年生	16	20	18	19	17
	①合計	124	124	118	117	104
②確保方策（人）		124	124	118	117	104
差②－①（人）		0	0	0	0	0
確保方策（か所）		3	3	3	3	3

【確保方策及び今後の方向性】

- 調査結果から、実績値を上回る利用が見込まれており、児童が身近な地域で利用できるよう、必要な事業量の確保を図ります。
- 新・放課後子ども総合プランの推進にあたって、放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施を図るため、事業の周知や情報提供等を行うほか、地域の実情に応じて、町の教育部門と福祉部門が連携して取り組むよう努めます。
- 障がいのある子どもなど、特別な配慮を必要とする子どもの受け入れについては、関係機関等と連携を図りながら、子どもや保護者が安心して過ごせるよう配慮します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保方策及び今後の方向性】

- 国の動向等を踏まえながら、必要に応じて事業の実施について検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【確保方策及び今後の方向性】

- 国の動向等を踏まえながら、必要に応じて事業の実施について検討します。

6 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

（１）認定こども園、保育園の充実について

子育て世代における保護者の新たな保育ニーズに対応した保育環境・サービスを展開する認定こども園・保育園の運営を通して、子育て世代の定住促進や地域力の向上につながるまちづくりを目指します。

（２）質の高い幼児期の学校教育・保育について

子どもの最善の利益を第一に考え、就学前の子どもに関する質の高い教育・保育の総合的な提供を推進するため、幼保連携に関する研修や、視察等を通じ、教育・保育の質の向上に努めます。

また、関係機関、関係団体等との連携を図り、職員の意識向上、人材の確保・育成、適正配置に努め、教育・保育サービスの拡充に対応しつつ、質の向上を図ります。

（３）幼保小連携の取組の推進について

就学前から小学校への円滑な接続を目指し、認定こども園・保育所（園）・小学校が連携し、小学校への体験入学や幼児・児童の相互訪問等を通じて、幼児・児童の豊かな社会性を育むよう、連携を進めます。



高砂保育園

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園の保育料、特別支援学校、預かり保育事業等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

給付の実施にあたっては、幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じて保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続きの変更について検討します。



子育て支援事業「リズム遊び ぴょんぴょん組」

第5章 分野別施策の推進

1 子どもの育ちを支援する

(1) 子どもの権利の尊重

①子どもの権利条約の普及

近年、家庭教育の重要性が見直されていることから、保護者等を対象とした指導・研修は欠かせない状況となっています。

本町では、子育て支援にかかわる人を対象とした研修や家庭教育における講習会の開催などにより、子どもの権利条約の普及に努めています。

また、将来親となる思春期の子どもに、命の尊厳や親になるということについて、講演会等を通して伝えています。

今後も、子どもの権利が尊重される地域社会の形成を行うとともに、子育て支援にかかわる人を対象とした研修や家庭教育における講習会を開催し、子どもの権利条約の普及を図ります。

また、子どもの年齢に応じた家庭教育や思春期に着目した教育の推進に努めます。

No.	施策	担当課	施策内容
1	子育て関係者への研修	健康福祉課	○埼玉県で開催する研修に積極的に参加するとともに臨床心理士による研修会を実施します。
2	家庭教育学級における講演会	教育委員会	○毎年10月頃実施する就学時健康診断時に、子育てに関する講演会を実施します。
3	思春期の子どもたちへの講演会	健康福祉課	○将来親となる中学生を対象に、命の尊厳、お互いを思いやる心を育む講演会を毎年実施します。

②児童虐待防止・要保護児童対策地域協議会の充実

本町では、児童虐待防止を根底に置き、子育て支援拠点（長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬）を気軽に利用できるよう、開かれた施設にするとともに、孤立感や育児不安等について相談することができる環境作りを行っています。

また、長瀬町要保護児童対策地域協議会を開催し、虐待を受けた子どもや保護を要する子どもに対する定期的な情報交換及び援助方法の検討等を行い、関係機関との連携強化を図り、状況確認や家庭訪問を実施しています。

虐待の通告等があった時は、児童の安否を確認し、必要に応じて児童相談所等と連携しながら、児童の保護を行っています。

今後も、虐待を未然に防止するために、子育て家庭の支援を強化し、孤立化の防止を行うとともに、早期発見のため医療機関との連携体制を図ります。

また、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業を実施し、関係機関との連携を図るとともに、研修等を実施することにより、専門性のある者から指導・助言を受けるなど、長瀬町要保護児童対策地域協議会の充実を図ります。

No.	施策	担当課	施策内容
4	関係機関との連携強化による発生予防と早期発見、早期対応	健康福祉課	○幼・保・小・中学校との連携により、警察や消防署の協力のもと、児童虐待の早期発見、早期対応を図ります。 ○保健師や子育てスーパーバイザー、子育てコンシェルジュ、要対協調整職員等が定期的にカンファレンスを行い情報の提供や共有、臨床心理士による指導・助言を受け、役割分担等を行い、それぞれのケースに対応します。
5	要保護児童対策地域協議会の充実	健康福祉課	○代表者、実務者委員により構成された定例会議開催しています。その外に必要なに応じて関係機関が参加するケース検討会議を随時開催します。
6	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の取組	健康福祉課	○児童虐待防止のため、子育て中の母親に対する事業や子育て中の母親と地域の方との交流事業を実施します。 ○また、子育て中の父親（イクメン）、共働きの親を対象に事業を実施します。

(2) 遊びと体験

①体験・交流活動の促進

子どもの時期の多様な体験は、児童の発達に重要であることから、本町では、様々な事業に体験プログラムを取り込み実施しています。

実施にあたっては、指導者が必要であり、そのための指導者育成も行っています。

特に、高齢者や障がい者等との交流は、思いやりのあるやさしい心をはぐくむ上で重要であることから、社会福祉協議会及び学校等との連携を図り、福祉体験の場を確保します。

No.	施策	担当課	施策内容
7	福祉体験プログラムの推進	健康福祉課	○学校と連携を図り、認知症の勉強会を開催します。 ○地域の方が子どもに昔の遊びや体験等を教える事業を実施します。（社会福祉協議会事業）

②子育て支援拠点の充実

本町では、世代間交流支援センター「ひのくち館」を子育て支援拠点として位置づけていましたが、平成30年度から拠点を「長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬」に移しました。

子育て支援拠点では、様々な子育て支援事業を実施するほか、子育てコンシェルジュや子育て支援員が常駐しており、安心して気軽に利用できる施設を目指しています。

少子化が進行する中、利用者数は増加しており、町内だけでなく、近隣市町からの参加も増えています。

今後も、各種子育て支援事業の充実を図るとともに、子育て支援員や子育てボランティア等の参加の促進に努めます。

No.	施策	担当課	施策内容
8	子育て支援拠点の充実	健康福祉課	○情報提供や相談活動を行うとともに、保護者同士の交流や子どもの遊びを支援します。
9	子育て支援事業	健康福祉課	○子育て支援員を中心に、子育て支援拠点ならではの事業を実施するとともに、運動や工作、リズム遊びなど子育て支援事業を推進します。

③遊び場の整備

本町では、乳幼児・小学生が遊ぶことができる公園等が不足していたことから、第1期計画において、乳幼児・小学生が屋外で安全に安心して遊ぶことができ、高齢者なども利用できる公園等の整備について、「魅力あるまちづくり総合整備計画」（平成26年度～平成30年度）により町内3か所の施設（本野上地区公園・長瀬地区公園（はつらつパーク）・井戸地区公園）を整備しました。

平成30年度より開所した「長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬」は、子育て世代包括支援センター、子育て支援拠点としての役割を持ち、相談室やキッズコーナー、授乳室、図書コーナー、親子トイレ等を設置しています。子育て支援や世代間交流事業等を展開するとともに、気軽に遊べる場所として展開していきます。

今後は、整備された遊び場の周知・活用を図るとともに、子どもや子育て家庭が安全に安心して遊び場を利用することができるよう、施設等の維持及び安全管理を行います。

No.	施策	担当課	施策内容
10	住民が集える公園など遊び場の整備	建設課	○施設の維持及び安全管理を行います。
11	多世代ふれ愛ベースの活用	健康福祉課	○子育て支援拠点として、子ども・子育て支援事業を実施します。 ○地域住民の利用や世代間交流など、多様な事業展開に努めます。 ○気軽に遊べる場所として周知します。



長瀬地区公園（はつらつパーク）

(3) 健康

①母子の健康の推進

健康診査は3～5 か月、9～11 か月、1歳6か月、3歳2か月児健診を実施しており、対象児保護者に通知を送付し、未受診者に電話をするなど、受診率の向上に努めています。

障がい児療育事業については、近年、放課後等デイサービスの利用ニーズが高まっており、障害児通所支援事業を実施している事業所への通所を紹介するなど、各種サービス等の利用の円滑化を図るとともに、必要に応じて医療機関の紹介を行います。

今後も、母子の健康が確保されるよう、妊娠期から育児期までにわたる切れ目ない支援を提供するため、母子保健事業の推進、母子の健康の増進等に努めます。

基本となる健康診査等については、受診率の向上とそのフォローの徹底を図ります。

No.	施策	担当課	施策内容
12	健康診査の推進	健康福祉課	○乳幼児健診として、3～5か月児、9～11か月児、1歳6か月児、3歳2か月児健診を実施します。 ○対象児の保護者宛に通知を郵送し、受診率向上に努めます。 ○未受診者に再度健診の通知を送付します。
13	妊産婦訪問の充実	健康福祉課	○町内妊産婦全員に対し、保健師による訪問指導を実施するとともに、妊産婦の不安解消及び健康増進を図ります。
14	ママサロンの充実	健康福祉課	○助産師が、母乳相談及び妊娠期から子育て期の保護者の相談を受ける事業として、ママサロンを実施します。（ちちぶ定住自立圏事業）
15	障がい児療育事業の推進	健康福祉課	○支援が必要な児童やその保護者が安心して事業を利用できるよう、関係機関との連携を進めます。
16	妊婦への喫煙リスクの教育充実	健康福祉課	○妊婦訪問等において、喫煙リスクの教育を実施します。
17	小児救急医療の充実	健康福祉課	○地域医療と連携した小児医療体制を充実し、小児救急診療の普及を図ります。

②食育の推進

本町では、子ども及び子育て家庭への食育の観点から、乳児健診での離乳食試食、生後5か月前後に実施する離乳食訪問、食生活改善推進員協議会主催による親子料理教室、伝統食の講習会等を実施しています。

食生活は、妊娠期から育児期の健康づくりのために重要です。近年、朝食の欠食や不規則な食事、栄養バランスの偏った食事内容など、食習慣の乱れが生じており、子どもの健康面に問題が表れています。

また、家族そろって食事をする機会の減少による子どもの孤食の増加、親の食に関する知識の不足なども問題となっており、適切な食生活の普及・啓発を図ります。

地域に伝わる食文化については、次世代への伝承を図るとともに、地域ならではの郷土料理の創造に努めます。

No.	施策	担当課	施策内容
18	妊婦・乳幼児とその保護者・児童への食育の推進	健康福祉課	○2～5か月児の保護者を対象に、年3回程度離乳食実習を実施します。 ○5～9か月児の保護者を対象に、管理栄養士が訪問して離乳食についての相談（離乳食訪問）を受け、不安や疑問の解消に努めます。 ○生活習慣病予防のための知識や家族に向けて正しい食生活の普及をしていくため「ばっぴーおうちごはん教室」事業を実施します。
19	郷土料理の発掘・創造	健康福祉課	○長瀬町食生活改善推進員協議会との協働により、地域に伝わる食文化の伝承を図るとともに、地域ならではの郷土料理を創造します。
20	親子料理教室等の充実	健康福祉課	○親子で調理することで、ふれあいの機会を設け、食の大切さを学ぶ料理教室を実施します。
21	人と人をつなぐ学校給食の充実	教育委員会	○毎月食育だよりを発行し、給食の内容を広く周知します。 ○栄養教諭による授業を通して、児童生徒に給食センターの取組や役割を伝えます。 ○長瀬産の野菜を使用し、地域とのつながりを保ちながら、安全安心な給食を提供します。

③子どもの心の健康についての推進

保健所（県の施策）と連携して、健康相談事業を実施します。

学童期、思春期における心の問題が増大しており、問題を早期に発見し、適切に対応することが必要であることから、保健所で実施している子どもの心の健康相談事業の活用などにより、子どもの心の健康支援に努めます。

No.	施策	担当課	施策内容
22	関係機関や専門職と連携した心の健康相談事業の実施	健康福祉課	○保健所等の関係機関との連携や臨床心理士等の専門職と連携した子どもの心の健康の相談事業と連携会議を実施します。

④スポーツ・レクリエーション活動の振興

本町では、児童のスポーツ・レクリエーション活動の受け皿として中心的な役割を果たしている青少年育成会やスポーツ少年団に活動支援を行っていますが、近年の少子高齢化の影響により加入者が減少し、指導者の確保も難しくなっています。

活動にあたっては、拠点となる社会体育施設・学校体育施設の整備やスポーツ・レクリエーション活動の機会提供が重要です。

東京オリンピック・パラリンピック開催により様々なスポーツ・レクリエーションへの機運が高まっており、スポーツ教室を充実し、児童が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう情報提供に努めます。

また、スポーツ団体の育成・支援を行うとともに、指導者育成のための研修会等への参加を推進します。

No.	施策	担当課	施策内容
23	スポーツ教室やスポーツ大会などの情報提供	教育委員会	○子どもの体力向上に向け、各種スポーツ少年団と連携してスポーツ教室を実施するとともに、スポーツ大会への参加を促進します。 ○スポーツ少年団に所属しない子どもに対して、スポーツ推進委員によるスポーツ教室を実施します。

(4) 乳幼児期の環境整備

①教育・保育施設の整備

児童の生活の場である認定こども園や保育所（園）等の充実及び安全対策の徹底を図るため、適切な施設・設備の整備・維持管理を支援します。

No.	施策	担当課	施策内容
24	保育所施設の整備促進（維持管理）	健康福祉課	○教育・保育施設の維持管理を推進します。

②幼保小の連携

幼稚園・保育園・学校連絡協議会を開催し、町内の認定こども園及び保育園に対して、小学校における教育へ円滑に移行できるよう連携を図っています。

今後も、幼稚園・保育園・学校連絡協議会を開催し、連携の充実に努めます。

また、連携を図りながら、乳幼児教育の振興等についても協議を進めます。

No.	施策	担当課	施策内容
25	幼稚園・保育園・学校連絡協議会の開催	教育委員会	○幼稚園・保育園・学校連絡協議会を年3回開催します。 ○認定こども園、保育園、各学校を訪問し、就学前の園児の様子、入学後の児童生徒の様子を参観することにより幼稚園・保育園から小学校へ円滑に移行できるよう連携を図ります。



ママ達がクリスマスツリーを制作中！

(5) 学齢期の環境整備

①放課後児童クラブの充実

保護者の就労などのため、放課後の児童の生活の場として、現在町内3か所に放課後児童クラブを設置しています。

放課後児童クラブの指導員に対して、必要に応じて研修を開催し、指導内容の充実に努めています。

今後も、共働き家庭が増加し、核家族化が進行する中、利用希望者の増加が見込まれることから、放課後児童クラブの充実を図ります。

また、入室を希望する障がい児を受け入るとともに、円滑な保育が実施できるよう、指導員の専門的知識習得のため研修会を実施します。

No.	施策	担当課	施策内容
26	放課後児童クラブの充実	健康福祉課	○放課後の児童を預かり、安全で適切な遊びや生活の場を与えることで、児童の健全な育成を図り、働く保護者の仕事と子育ての両立を支援します。
27	指導員の研修支援	健康福祉課	○様々な研修への積極的な参加を促し、指導員の質の向上や指導内容の充実に努めます。
28	放課後子ども教室との連携した事業実施	健康福祉課	○放課後の家庭のニーズに対応するため、子ども教室と放課後児童クラブの併用を可能とします。
		教育委員会	○放課後児童クラブと放課後子ども教室の登録制度を活用し、放課後子ども教室で企画するイベントに、放課後児童クラブの児童が参加できるように配慮します。

②特色ある教育の推進

本町では、学校の特徴を活かした活動を通し、地域との連携強化を図りつつ、地域に開かれた学校づくりに努めるとともに、学校運営協議会を設置し、コミュニティスクールして「地域とともにある学校」づくりを推進しています。

また、保護者、地域住民の協力のもと小・中学校3校に学校応援団を組織し、地域ぐるみの教育活動の充実を図っています。

今後も、学校・家庭・地域の連携・協働による学校教育の充実を図ります。

No.	施策	担当課	施策内容
29	学校運営協議会の活用	教育委員会	○学校運営協議会を活用し、町の豊かな自然環境や地域の資源を活用した多様な学校教育や地域活動の推進を図ります。
30	学校応援団など地域の人材を活用した教育活動	教育委員会	○学習支援、安心・安全、環境整備などの分野で、学校応援団を活用します。 ○活動を活性化するため、新たなメンバーの募集活動を実施します。

③いじめ・不登校への取組の強化

本町では、SC（スクール・カウンセラー）やSSW（スクール・ソーシャルワーカー）を配置し、いじめ・不登校の未然防止、早期発見・早期対応に取り組んでいます。

また、中学校には「さわやか相談室」を設置し、ケースにより適切な指導ができるよう努めています。

今後も、いじめや不登校のない、安心して通うことができる学校づくりを進めます。

また、いじめ・不登校の未然防止、早期対応・早期解消に向けた教育相談事業を推進するとともに、一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図り、よりよい学校生活が送れるよう努めます。

No.	施策	担当課	施策内容
31	いじめ・不登校対策相談事業の充実	教育委員会	OSC や SSW を配置し、いじめ・不登校の未然防止、早期発見、早期対応に取り組めます。 ○中学校に「さわやか相談員室」を設置します。 ○不登校の児童生徒に対し、さわやか相談員、SC、SSW が一人ひとりの状況に応じた支援を行います。

④特別支援教育の推進

本町では、就学支援委員会を基盤として、学校・福祉・教育委員会が連携し、就学支援の充実を図るとともに、特別支援教育支援員を配置し、教育的ニーズに応じた支援を推進しています。

今後も、就学支援委員会を充実するとともに、学校・福祉・教育委員会の連携強化を図ります。

また、個々の状況やニーズに応じた適切な教育や支援を受けることができるよう、各学校における特別支援教育や交流教育等の推進を図ります。

No.	施策	担当課	施策内容
32	特別支援教育の推進	教育委員会	○就学支援の充実を図るため、就学支援委員会を開催します。 ○特別支援教育支援員を各学校に配置し、個々に応じた対応に取り組めます。



子育てスタック手作りバルーン 子ども達は大好き！

2 家庭における「子育て」を支援する

(1) 子育て家庭支援

①子育て支援拠点活動の充実

「長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬」は、子どもの健全な成長と子育て中の親を支援するため、子育て相談や情報発信を行うとともに、親同士の交流ができる子育て支援センター（地域子育て支援拠点）としての役割を担っています。

本町では、子育て支援センターの事業活動を充実するとともに、臨床心理士の活用や子育てコンシェルジュの配置等による子育て支援を積極的に行っています。

臨床心理士による子育て相談の相談件数は増加傾向にあり、定期的に相談する保護者もいることから、子育てに寄り添い、受容することで育児不安を解消し、心から元気になってもらえるよう、継続して進めています。

また、子育て支援事業の実施にあたっては、子育てボランティアによる支援が大きな力となっており、なくてはならない存在です。

今後は、地域交流や共働き家庭への働きかけを重点的に行い、子育て家庭への支援を充実します。

No.	施策	担当課	施策内容
33	子育て支援事業の充実	健康福祉課	○子育て支援員を中心に事業を展開し、参加者の希望を聞きながら、楽しい親子遊びや保護者同士のふれあいの時間等を提供します。
34	訪問による子育て家庭の支援	健康福祉課	○事業に参加しない家庭や保健師との協議の中で気になる家庭などを子育て支援員等が訪問し、虐待予防の観点からも事業参加を促すなど、相談体制の周知を図ります。
35	臨床心理士等の子育て相談事業の充実	健康福祉課	○臨床心理士による保護者や幼・保・小・中学校への相談支援を行います。

②ひとり親家庭への支援の充実

本町では、ひとり親家庭の子育てを支援するため、福祉サービスの充実を図るとともに、経済的な支援等の相談に随時応じています。

今後も、民生委員・児童委員等との連携・協働により、ひとり親家庭の生活実態の把握に努めるとともに、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害母子の心のケアも含め、児童の健全な発達の支援に努めます。

父子家庭については、母子家庭に比べてサービス格差があることから、男女平等の観点からも経済的支援をはじめとした格差是正を関係機関に要請していきます。

No.	施策	担当課	施策内容
36	ひとり親家庭への支援の充実	健康福祉課	○関係機関と連携し、ひとり親家庭の実態の把握、福祉サービスの提供を行い、児童の健全な発達、保護者への支援を行います。
37	ひとり親医療費の支給	町民課	○ひとり親家庭に対し医療の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。

③ファミリー・サポート・センターの活用

平成22年度から、ちちぶ定住自立圏でファミリー・サポート・センター事業を実施しています。本町では、町のホームページに事業内容等を掲載し、事業のPRを行っています。

今後も、ファミリー・サポート・センターの活用に向けた、事業のPRを行います。

No.	施策	担当課	施策内容
38	ファミリー・サポート・センターのPR	健康福祉課	○ちちぶ定住自立圏で実施しているファミリー・サポート・センター事業のPRを行います。

④障がい児の家庭への支援

本町では、児童福祉法及び「障害者総合支援法」に基づき、障がい者相談支援事業所と連携を取りながら、ケアマネジメント体制の充実を図っています。

今後も、障がい児の家庭が必要とするサービス利用等について、ケアマネジメント機能の充実を図りながら、生活の質の向上を支援します。

No.	施策	担当課	施策内容
39	ケアマネジメント体制の充実	健康福祉課	○関係機関と連携し、個別のケースに応じたサービスを提供することで、生活に質の向上を図ります。

⑤経済的援助の充実

子育てや教育にかかる費用負担の軽減等を図るため、令和元年10月から、3歳から5歳児クラスの全世帯及び住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスの保育園等を利用する子どもたちの保育料が無償化されました。

本町では、出生から高校卒業（18歳に達した日以降最初の3月31日）までの児童に対して、こども医療費の助成を行い、保護者等への経済的な軽減を図っています。

また、出生時に子育てを応援するため、子育て支援金の支給や絵本の配付（ブックスタート）を行っています。

子育て支援金については、平成30年度に支援金額を増額し、絵本の配付については、町が準備した絵本（令和元年度は18冊）の中から2冊選定できるようにするなど、社会情勢や子育てニーズ等に応じて施策の見直し等を行っています。

子育てに要する費用の負担感は、今後ますます膨大なものとなることから、受益者負担を基本としながら経済的支援を充実し、子育ての負担感の軽減を図ります。

No.	施策	担当課	施策内容
40	こども医療費の支給	町民課	○保護者の経済的負担を減らし、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ります。
41	児童手当の支給	健康福祉課	○次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、0歳から中学校3年生までの児童（15歳になった最初の3月31日まで）に対して手当を支給します。
42	子育て支援金の支給	健康福祉課	○子育て家庭の経済的負担の軽減等を図るため、子育て支援金を支給します。（支給条件あり、第1子3万円、第2子5万円、第3子以降10万円）
43	絵本の支給（ブックスタート）	健康福祉課	○本町に生まれたすべての赤ちゃんとその保護者を対象に絵本等を手渡します。
44	幼児教育・保育の無償化	健康福祉課	○令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まっており、制度の周知等を図ります。

⑥切れ目のない支援の提供

本町では、役場内に子育て総合窓口及び多世代ふれ愛ベース長瀬に子育て世代包括支援センターを設置し、子育てについての情報提供、相談、案内等総合的な対応できるようにしています。

また、来訪者が移動することなく手続きを行い、子ども連れの場合は、キッズコーナーで遊んで待つことができるよう、子育てを支援する庁舎にしています。

今後も、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、町役場及び「長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬」における支援体制の充実を図ります。

No.	施策	担当課	施策内容
45	子育て総合窓口の充実	健康福祉課	○町の健康福祉課に子育て総合窓口を設置し、子育て等の相談に応じます。
46	子育て世代包括支援センターの充実	健康福祉課	○「長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬」に子育て世代包括支援センターを設置し、保健師が常駐します。 ○地域の妊婦や子育て期の親子が気軽に訪れ、コミュニケーションをとることができるよう、施設の充実を図ります。

(2) 家庭教育

①家庭教育の充実

本町では、家庭教育の重要性に鑑み、保護者の子育て教育の研修の機会を作り、家庭教育に関する講演会等を開催しています。

近年、児童の生活習慣を保護者等の生活習慣に合わせている状況がうかがえることから、家庭における生活習慣の改善や、保護者に対する親としてのあり方などを各種講演会等で啓発に努めています。

家庭教育の重要性はますます高まっているため、保護者が子育てに必要なアドバイスを受けることができる機会の充実に努めます。

また、家庭における子育て機能の充実が子どもの成長にとって重要であることから、母子保健事業やPTA活動、地域活動などと連携し、家庭教育の充実を図るよう努めます。

No.	施策	担当課	施策内容
47	生活習慣についての啓発活動	教育委員会	○PTA活動や育成会事業を推進するとともに、就学時における教育講演会を実施します。 ○家庭教育事業を推進するため、家庭教育学級の企画を検討します。

(3) 男女共同による子育て

①男女共同参画による子育て意識の啓発

本町では、男女共同参画プランに基づき、男女ともに仕事、家庭、地域のバランスのとれた生活を実現するために、庁舎一丸となってワーク・ライフ・バランスの推進に取り組み、男女平等の意識づくりや環境づくりを進め、子育て意識の啓発を図っています。

今後も、男女共同による子育てを促進するため、家庭や地域、職場などさまざまな場面で男女平等が実現されるよう、意識啓発を推進します。

また、学校教育における男女平等の考え方の教育を推進するとともに、社会教育などを通じて社会全体の意識づくりを促進します。

No.	施策	担当課	施策内容
48	男女共同参画の促進	総務課	○全庁的に子育て意識の啓発に係る取組を実施できるよう、「長瀬町男女共同参画プラン」の見直し及び推進を図ります。
		教育委員会	○学校教育の中で、人権教育も含めた男女平等の考え方についての教育を推進します。 ○生涯学習講座やPTAの研修において、男女共同参画について情報提供を行います。

②父親の子育て参加の推進

本町では、父親の子育てへの参加促進を図るため、父親向けの事業を実施しています。

今後も、父親の子育てへの参加促進を図るほか、父親参加型のイベントを企画するなど、子育てへの参加を推進します。

No.	施策	担当課	施策内容
49	父親参加型事業（イクメン）の推進	健康福祉課	○子育てに父親も参加し、こどもの成長を共に喜ぶことができる環境を作ります。 ○虐待予防の観点からも継続して事業を実施します。

(4) 多様な保育サービス

①低年齢児保育の充実

本町では、保護者等の勤務形態による産休明け、年途中入所の対応について、保育園と連携しながら低年齢児保育の充実を図り、待機児童がないようにしています。

今後も、保護者等の就労状況等に対応して、産休明け保育など、低年齢児保育の充実を図ります。

また、保育所との連携を図りながら、引き続き、待機児童のない状態を維持します。

No.	施策	担当課	施策内容
50	低年齢児保育の実施	健康福祉課	○事前に相談してもらい、保護者が育児休暇を取得することができるよう、保育所と連携を図り、途中入所等の対応を行います。

②一時保育の実施

本町では、保育園における一時保育へ補助金を支給し、事業を実施しています。

今後も、育児の疲れをリフレッシュすることや、保護者の疾病等による子どもの一時的な保育需要に応えるため補助金を支給し、一時保育を実施します。

No.	施策	担当課	施策内容
51	一時保育の実施	健康福祉課	○緊急やリフレッシュで預けたい方などに、一時保育を実施します。

③障がい児保育の充実

本町では、保育園における障がい児保育の実施に際し補助金を支給しており、受け入れ体制の充実に努めています。

近年は、発達障がいの児童が増加しており、今後も、保育園における障がい児保育への補助金の支給を継続するとともに、保育所と協議しながら、保育園の受け入れ体制等の充実に努めます。

また、児童発達支援・保育所等訪問支援等を合わせて利用することによって、さらなる充実に努めていきます。

No.	施策	担当課	施策内容
52	障がい児保育の充実	健康福祉課	○保育園における障がい児保育を実施するとともに、受け入れ体制の充実に努めます。

(5) 母子保健

①妊娠期から子育て期にわたるワンストップ拠点の充実

本町では、「長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬」で実施している子育て世代包括支援センターを妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を図るため、保健師が常駐し、各機関との連携・情報の共有を図り、総合的な相談や支援を行うワンストップ拠点として位置づけています。

今後も、出産や子育て不安の解消、交流機会の提供等、積極的な支援を行います。

また、母子保健事業の充実のため、愛育会をはじめとした子育てボランティアネットワークによる子育て支援事業を通じて、母親同士の交流の支援を実施し、ボランティア活動との連携・協働を図るとともに、広報やホームページ等を活用して、住民相互のコミュニケーションの充実を図ります。

No.	施策	担当課	施策内容
53	ワンストップ拠点による切れ目のない支援	健康福祉課	○子育て世代包括支援センターでの妊娠期から子育て期への切れ目のない支援を実施します。
54	子育てボランティアネットワークの形成	健康福祉課	○愛育会を中心とした子育て支援事業を実施します。

②子育て・育児相談の充実

本町では、母子の関わり方を学ぶ場、子育ての仲間づくりの場として、遊びの教室（おひさま教室）を月1回実施しています。これらの教室には専門職をスタッフに加え、気軽に相談できる環境を整備しています。

また、各種健康診査や育児相談（すくすく相談）を定期的開催しています。

今後も、すべての乳幼児のカルテを作成し、一貫した母子保健システムの構築の充実を図るほか、乳幼児健康診査や遊びの教室の充実、育児相談の充実を図ります。

また、支援が必要な親子に対する相談事業の充実を図り、必要に応じて専門的な相談（理学療法士・言語聴覚士・臨床心理士等）へと繋がります。

No.	施策	担当課	施策内容
55	乳幼児健康診査の充実	健康福祉課	○乳幼児健診として、3～5か月児、9～11か月児、1歳6か月児、3歳2か月児健診を実施します。 ○対象児の保護者宛に個別通知を郵送し、受診率向上に努めます。 ○未受診者に再度健診の通知を送付します。

No.	施策	担当課	施策内容
56	育児相談（すくすく相談）の充実	健康福祉課	○子育て期の保護者の不安解消を図るための相談事業を実施します。
57	遊びの教室（おひさま教室）の充実	健康福祉課	○親子の関わり方を学ぶ場、子育ての仲間作りの場の充実を図ります。
58	養育・療育相談の充実	健康福祉課	○支援が必要な親子に対する相談事業の充実を図ります。

③妊産婦への産前・産後のケアの充実

本町では、国の施策のもと、妊婦健康診査の健診回数を拡充するとともに、母子手帳の発行から妊婦訪問、産後の訪問指導など、妊産婦の健康維持に努めています。

今後も、妊産婦の様々な悩みへの相談に応じ、子育て不安等の解消に努めます。

No.	施策	担当課	施策内容
59	妊婦健康診査の充実	健康福祉課	○妊婦健康診査を充実し、出産等に対する支援を図ります。
60	妊産婦訪問の充実	健康福祉課	○保健師による訪問を実施し、妊娠期、産後も不安解消や健康維持への支援を行います。

④訪問指導の充実

本町では、町内全戸の新生児に対して、赤ちゃん訪問（希望者には2回まで）を行い、必要な家庭には、保健所等と連携して継続的な訪問を実施しています。

また、離乳食訪問、養育訪問等、必要に応じて継続的な訪問を実施しています。

今後も、医療機関等との連携を強化し、訪問による支援などが必要な家庭への訪問指導を行います。

No.	施策	担当課	施策内容
61	訪問指導の充実	健康福祉課	○医療機関との連携を強化し、訪問による支援が必要な家庭への訪問指導を行います。

⑤不妊・不育治療への支援

本町では、不妊・不育治療を希望する人に対して、治療費及び検査費の補助、相談及び情報提供を実施しています。

No.	施策	担当課	施策内容
62	不妊・不育治療への支援充実	健康福祉課	○不妊症、不育症治療を希望する人への支援体制の充実を図ります。 ○治療費及び検査費の一部助成を実施します。

⑥未熟児養育医療への支援

本町では、身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする児童に対して、その治療に必要な支援を行っています。

今後も、医療機関等と連携し、養育医療の充実を図ります。

No.	施策	担当課	施策内容
63	未熟児養育医療への支援充実	健康福祉課	○医療機関等と連携し、産婦や子どものケアを図ります。 ○養育医療の支給を行い、経済的支援を実施します。



子育てスタック手作りお獅子 怖いもの見たさで大興奮！

3 子どもや家庭を支える地域（教育）力の向上を図る

（１）両立を支援する就労環境

①育児休業制度の普及

本町では、広報やチラシ等でPRを行い、育児休業制度の普及を促進しています。

今後も、子育てを行う家庭の健全な子育て環境を形成するため、家庭よりも仕事を優先するといった働き方の見直しを図り、育児休業制度の普及を促進します。

No.	施策	担当課	施策内容
64	育児休業制度の普及	産業観光課	○広報等を活用し、育児休業制度の周知を図ります。

②男性の働き方の見直し促進

本町では、平成25年度より「ちちぶワーク・ライフ・バランス」による有給休暇取得促進を図っています。

今後、働き方改革が本格化していく中、働くすべての人が、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現することができるよう、企業、地域への理解を求め、意識改革の促進ができるよう企業等へのPRを推進します。

No.	施策	担当課	施策内容
65	企業等へのPRの実施	産業観光課	○広報等を活用し有給休暇取得促進の周知を図ります。

（２）地域教育力の育成

①子どもたちを育む地域ネットワークの構築

本町では、児童虐待防止をPRするため、毎年リーフレットを作成し全戸配付しています。

また、不審者の情報を提供し共有するなど地域ネットワークの促進を行っています。

近年、児童虐待や児童が巻き込まれる様々な犯罪が発生するなど、児童を取り巻く環境はさらに悪化しており、そのような環境を改善し、安心して子育てができる地域にするため、地域ネットワークの構築を推進します。

No.	施策	担当課	施策内容
66	地域ネットワークの構築	健康福祉課	○町民一人ひとりが子育てに関心を持つことができるよう、地域ネットワークの構築を目指します。

②地域活動の推進

本町では、福祉・学校・教育委員会が連携し、児童の成長期別の講演会の開催等、地域ぐるみの子育て支援事業の実施に努めています。

今後も、地域の自治組織を基礎として、民生委員・児童委員や子育てボランティアなど、地域活動による子育て支援機能の強化を図ります。

また、「地域の子どもたちを地域で育てる」活動を推進します。

No.	施策	担当課	施策内容
67	子育て支援地域活動の促進	健康福祉課	○講演会や世代間交流事業等の各種事業を実施します。 ○地域を支えるボランティアの育成に努めます。

(3) 育児を支えるまちづくり

①住環境の整備

本町では、進行の止まない人口減少と少子化を抑制するため、新たに住宅を取得する新婚・子育て世帯等に対し、住宅の取得に要した経費を助成する補助金制度を設け、定住人口の増加を図っています。

今後も、新婚・子育て世帯等の定住化によって人口減少と少子化を抑制することを目的に、施策を行います。

No.	施策	担当課	施策内容
68	住環境整備の推進	企画財政課	○長瀬町定住促進事業住宅取得奨励補助金交付事業を行います。 ○対象者には、基本補助金として新築で50万円、中古で25万円、加算補助金として新婚・子育て世帯には新築で30万円、中古で15万円、指定地域（大字野上下郷、矢那瀬、岩田）に取得すると10万円を交付します。

②道路環境の整備及び安全対策

本町の国・県道の自歩道の未整備箇所は、国・県等に対し、毎年要望活動を行い、道路環境整備の推進を図っています。同様に、町道の歩車道の分離についても整備を行っています。

また、交通安全については、子どもの交通事故防止運動について、新入学園児の交通安全教室や小学生の自転車大会参加などを交通安全母の会が中心に行っています。

さらに、長瀬町交通指導隊による安全指導を小学生の下校時（週2回）に行っています。

今後も、ベビーカーを押して外出ができる歩車道の分離、段差の解消など、子育てにやさしい道路環境整備を推進します。

また、子どもの安全を確保するという視点から、町内の交通環境を見直すとともに、関連機関・団体やPTA、ボランティア等、地域の人々が一体となって交通安全への取り組みを充実していきます。

No.	施策	担当課	施策内容
69	公道及び公共施設 周辺等の道路環境 整備の推進	建設課	○歩車道の分離や道路の段差解消等を推進します。
70	交通安全運動の推 進	総務課	○各交通安全団体と協力し、新入学園児対象の交通安全教室や各小学校での交通安全教室を行います。

③バリアフリー化の促進

本町では、県の行う普及活動に協力しています。また、公共施設については、埼玉県福祉のまちづくり条例に基づき整備をしています。

今後も、公共施設については、埼玉県福祉のまちづくり条例に基づいた整備を推進します。

また、人が集まる施設（駅や大型店など）のバリアフリー化を促進するとともに、建築確認の問い合わせ時に対象事業者に対し周知します。

No.	施策	担当課	施策内容
71	埼玉県福祉のまち づくり条例の普及	建設課	○埼玉県福祉のまちづくり条例を普及推進します。

④犯罪の防止・被害者保護の促進

本町では、行政・学校・家庭・地域が警察・消防・防犯・防犯協会・暴力排除推進協議会と連携し、防犯キャンペーンや協力団体への支援、犯罪の予防活動、青少年の健全育成、中学生の朝のあいさつ運動、登下校時の見守りを行い、地域の安全・安心を守る活動を実施しています。

登下校時の見守り活動として、小学生が防災無線を利用し、町民に小学生の下校時の見守りを呼び掛けています。

今後も、警察等との連携により、地域安全運動を推進し、子どもを犯罪から守る運動を地域ぐるみで進めていきます。

また、犯罪被害者への支援について、県等との連携を図ります。

No.	施策	担当課	施策内容
72	地域安全運動の強化	総務課	○警察等との連携や地域住民の協力により、地域ぐるみで子どもを守る活動を進めます。
		教育委員会	○地域ボランティアによる登下校時の見守りや、小学生による下校時の見守り放送を実施します。 ○「あいさつ、声かけ運動」を実施するとともに、青少年健全育成団体員が中心となり、非行防止パトロールを実施。関係機関と連携し、地域の安全・安心を守る活動を実施します。

(4) 子どもの貧困対策

①貧困対策の促進

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ります。

そのため、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、教育の支援や生活の支援、保護者の就労支援や経済的支援など、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

また、国、県、民間の企業・団体等と連携・協働して取り組むとともに、積極的な広報・啓発活動等によって町民の幅広い理解と協力を得ることにより、子どもの貧困対策を促進します。

No.	施策	担当課	施策内容
73	子どもの学習支援の推進	健康福祉課	○生活保護世帯及び生活困窮世帯の児童・生徒を対象に、進学に向けた学習支援事業を実施します。

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制の充実

計画の推進を図るため、長瀬町健康福祉推進委員会を中心とした計画の推進を見守る体制づくりを進めます。

また、庁内体制として、課長会議、関係課職員による連絡会議（任意）等を設置し、計画の進捗状況を定期的に確認します。

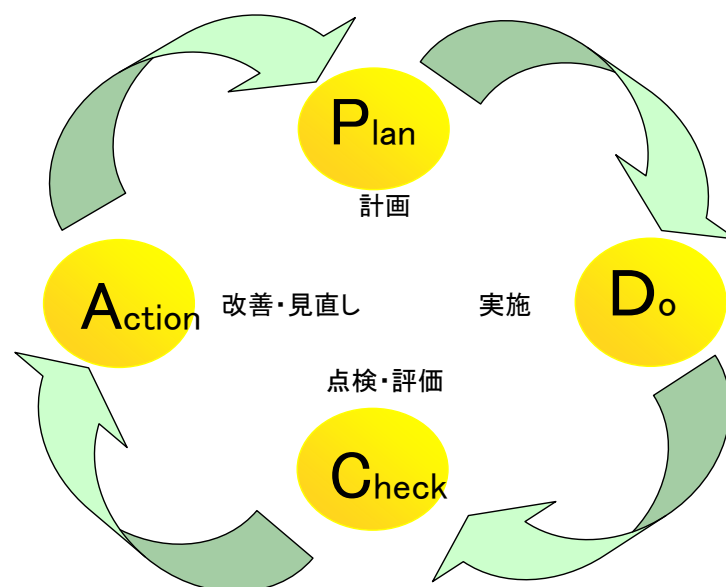
2 計画の評価と改定

計画の進捗状況を長瀬町健康福祉推進委員会に報告し、審査を受け審議内容に基づいて、実施計画などの軌道修正を行います。

さらに、計画の実効性を高めるため、第三者評価の実施について検討します。

この計画の進行管理に当って、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本方針とします。

このサイクルは、個々の事業ごとにP→D→C→Aと回り、再度、見直し後のPにもどり、事業方針の改善点を把握し、新たなサイクルを回していくことにより、事業の継続的な改善を図る（充実させる）ことを年度ごとに繰り返していきます。



3 住民との協働

地域ぐるみで次世代育成を推進するため、社会福祉協議会及び民生委員・児童委員、母子愛育会、ボランティアグループをはじめとした町民等との連携を図ります。

このため、相互の連携を図るための場づくりを検討し、子育て支援ネットワークの形成を図ります。

4 人材の育成

保育士、保健師など専門家の確保・育成を図り、次世代育成支援対策推進の人材体制の強化を図ります。

また、地域リーダーなど、主体的に活動を行う人材の育成を図ります。



子育て支援事業「ママのコーヒータイム」ボランティアに支えられて

資料編

1 策定の経過

年 月 日	内 容
平成 30 年度	
平成 31 年 1 月 24 日～ 2 月 15 日	子育て支援に関するアンケート調査 ・ 就学前児童の保護者 配布数 249 票、回収数 221 票、回収率 88.7% ・ 小学生の保護者 配布数 296 票、回収数 285 票、回収率 96.3%
令和元年度	
令和元年 8 月～9 月	長瀬町子ども・子育て支援事業計画素案に対する関係課への照会 ・ 長瀬町子ども・子育て支援事業計画について
10 月 2 日	第 1 回長瀬町健康福祉推進委員会 ・ 長瀬町子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について ・ 長瀬町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査について
令和 2 年 2 月 3 日	第 2 回長瀬町健康福祉推進委員会 ・ 長瀬町子ども・子育て支援事業計画（素案）について
2 月 12 日～ 2 月 27 日	パブリックコメント実施 ・ 長瀬町窓口及びホームページにおいて意見募集
3 月 6 日	第 3 回長瀬町健康福祉推進委員会 ・ パブリックコメントの報告について ・ 長瀬町子ども・子育て支援事業計画について

2 長瀬町健康福祉推進委員会設置要綱

平成 23 年 1 月 26 日

告示第 1 号

長瀬町保健福祉総合振興対策審議会設置要綱（平成 8 年長瀬町告示第 2 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 長瀬町における健康福祉に関する施策を、町民参加により総合的かつ効果的に推進するため、長瀬町健康福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（協議事項）

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- （１） 健康福祉政策の総合的な推進に関すること。
- （２） 健康福祉に係る各種計画策定及び推進に関すること。
- （３） 前 2 号に掲げるもののほか、健康福祉政策の充実に必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は保健医療、福祉、介護等に関係する機関、事業所に勤務している者又は事業主並びに学識経験者及び町民のうちから町長が委嘱する。

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第 5 条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 6 条 委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認める場合は、委員以外の者の出席を求めることができる。

（庶務）

第 7 条 委員会の庶務は、健康福祉主管課において処理する。

（委任）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現に改正前の告示の規定により委員に委嘱されている者は、改正後の第3条の規定により委員に委嘱された者とみなす。ただし、その任期は、この告示の施行の際における委員としての残任期間に相当する期間とする。

3 長瀬町健康福祉推進委員会委員名簿

(敬称略)

No.	氏 名	役 職 等	備 考
1	板谷 定美	長瀬町議会総務教育常任委員会 委員長	
2	南須原 宏城	南須原医院 院長	
3	倉田 公代	長瀬町愛育会 会長	
4	小菅 はる江	長瀬町食生活改善推進員協議会 会長	
5	大澤 喜一郎	長瀬町老人クラブ連合会 会長代理	
6	染野 昇一	長瀬町身体障害者福祉会 会長	
7	小沢 こず江	長瀬町知的障害者相談員	
8	染野 操	長瀬町民生児童委員協議会 会長	職務代理者
9	植松 由男	長瀬町ボランティア団体連絡協議会 会長	
10	板谷 定美	長瀬町区長会 会長	
11	板谷 定美	社会福祉法人長瀬福祉会 理事長	会長
12	乙益 直美	社会福祉法人長瀬会 高砂保育園 園長	
13	齊藤 豊子	社会福祉法人わかたけ会 たけのこ保育園 園長	
14	神野 敬子	学校法人英愛学園 認定こども園長瀬幼稚園 園長	
15	黒澤 隆久	秩父福祉事務所 所長	
16	宮崎 廣志	秩父公共職業安定所 統括職業指導官	
17	新井 康代	生活支援センター アクセス 施設長	
18	福島 勉	公益社団法人長瀬町シルバー人材センター 事務局長	
19	野口 清	長瀬町教育委員会 教育長	
20	金澤 裕治	社会福祉法人長瀬町社会福祉協議会 事務局長	

4 用語解説

(50音順)

<ことば>	<ことばの説明>
(あ行)	
育児休業制度	育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律・平成3年法律第76号）では、育児休業制度について定めており、労働者は、申し出ることにより、子が1歳に達するまでの間、育児休業をすることができる（一定の範囲の期間雇用者も対象となる）。一定の場合、子が1歳6か月に達するまでの間、育児休業をすることができる。 令和元年12月に改正育児・介護休業法施行規則及び改正指針が公布又は告示され、令和3年1月からは、育児や介護を行う労働者が、子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することができるようになる。
一時保育	パートタイム就労等による週2、3日程度の保育（非定型保育）や保護者の傷病、冠婚葬祭等による保育（緊急保育）、育児負担解消のための保育（私的理由による保育）等を総称して一時保育という。
NPO	Non Profit Organizationの略で、民間非営利組織という意味。営利を目的とする団体に対して、NPOは営利を目的としない民間団体の総称として用いられる。狭義の意味ではNPO法人を指す。
延長保育	通常の保育時間以外に行う保育。
(か行)	
家庭保育室	保護者の就労、傷病等により、家庭での保育が困難となる3歳未満の乳幼児の保育を自宅などを開放して実施している施設。
休日保育	保護者の勤務の都合等により日曜、祝日の保育ニーズに対応するため行う保育。
ケアマネジメント	社会的ケアを必要とする人々に対して、もっとも効果的でかつ効率的なサービスや資源を紹介、斡旋するとともに、そのサービスが有効に利用されているかを継続的に評価する方法。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の各年齢の出生率を合計した数値。その年の出生率が続くと仮定した場合に、ひとりの女性が一生のうちに生む平均子ども数。
子育て	子ども自身が成長・発達していくこと。
子育て安心プラン	25歳から44歳の女性就業率の上昇や、保育の利用希望の増加が見込まれることから、令和4年度末までに女性就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することを掲げたもの。

<ことば>	<ことばの説明>
子育て応援タウン	埼玉県内全ての市町村において住民に適切な子育て支援サービスを提供できるようにするため、市町村が基本的に備えるべき3つの要件を定め、全ての要件を満たす市町村を「地域子育て応援タウン」と認定している。 <3つの要件> 1. 子育てに関する総合支援窓口を設置していること。 2. 地域子育て支援センターなど、地域における子育て支援拠点をおおむね中学校区に1か所程度設置していること。 3. 市町村子育て支援ネットワークを設置していること。
子育てサロン	地域の誰もが気軽に参加できるような場・機会を設け、参加者がそこに集い、自由な雰囲気の中で語り合い、相互に交流・理解を深める活動をサロン事業という。 子育てサロンは、相談員（子育て経験者）を通して子育てに関する悩みを相談したり、子育て中の方同士の交流を図る場。また、保育士による児童の同室保育も行う。
子育て支援アドバイザー	妊娠中から思春期まで、子育てに不安な親を支え、必要な場合はアドバイスできる人。
子育て支援センター	育児不安等についての相談・指導や子育てに係る情報提供、子育てサークル等の育成・支援及び多様な保育事業を推進するなど、地域全体で子育て支援を図ることを目的に、活動の中心として指定された保育所等の施設。
子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」、②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つから成り立っている。
子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）	18歳未満のすべての子どもの保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、1989年秋の国際連合の総会において全会一致で採択された条約。我が国は、1990年9月21日にこの条約に署名し、1994年4月22日に批准した。 この条約は、世界のすべての子どもの幸せを保障し、子どもが社会の積極的で責任ある構成員に育つことを助けるための国際的な基準を作って、未来を担う世代のニーズに応えることを基本原則としている。 そして、18歳未満の子ども最善の利益を考慮し、保護の対象ではなく権利の主体としてとらえ、生命に対する権利、意見を表明する権利、表現の自由、思想の自由、宗教の自由、集会の自由及びプライバシーの保護などの市民的権利を認めるものとなっている。

<ことば>	<ことばの説明>
子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもが心身ともに健やかに育成されるとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め国等の責務を明らかにし、子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として制定された法律（平成25年法律第64号）。
(さ行)	
ショートステイ	児童や障害児・者、高齢者の心身の状況や病状、その家族の病気、冠婚葬祭、出張等のため一時的に養育・介護をすることができない、または家族の精神的・身体的な負担の軽減等を図るために、短期間入所して日常生活全般の養育・介護を受けることができるサービス。
スクール・カウンセラー（SC）	児童生徒の心理的な発達を援助し、「心の教育」や「生きる力を育てる」などの心の問題に対応するため、学校に配置される専門家。
スクール・ソーシャル・ワーカー（SSW）	問題を抱えている子どもについて、置かれている環境やその子の特徴などを考慮しながら、他の学校職員や関係機関、子どもの家族と連携して問題を解決していく活動を行う専門家。
次世代育成支援対策推進法	平成15年7月成立。急速な少子化の流れを変えるため、すべての地方公共団体及び従業員300人以上の企業に対し、平成17年度から10年間の集中的・計画的取組みを促進するため、行動計画の策定を義務付けた。10年間の時限立法であったが、平成26年の改正によりさらに10年延長された。
児童	児童福祉法上の「児童」とは満18歳に満たない者をいい、乳児（満1歳未満）・幼児（満1歳から小学校就学前）・少年（小学校就学から満18歳未満）に分けている。（児童福祉法第4条）
児童館	児童福祉法第40条に規定された児童厚生施設。児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている。
児童虐待	保護者が、保護している18歳未満の児童に対して、身体的虐待、性的虐待、養育の怠慢ないしは拒否又は心理的虐待を行うこと。
児童手当	児童のいる家庭の生活安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的として、就学前の児童を養育している人に支給する手当。
児童扶養手当	父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と、自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度。
社会教育	学校の教育以外で、社会で広く行われている組織的、意図的な教育のこと。
周産期	妊娠満28週（胎児の体重が1,000グラムほどに達した時期）以後から、生後満7日目までの期間のこと。

<ことば>	<ことばの説明>
主任児童委員	民生・児童委員のうち児童福祉に関する事項を専門的に担当する委員。
障害児保育	障害があつて保育に欠ける児童で、集団保育が可能で日々通所できるものが対象。その知識や経験等を有する保育士の配置、障害児の特性にあった設備等の配慮が必要となる。
新・放課後子ども総合プラン	平成26年7月に策定された国の「放課後子ども総合プラン」に代わり、平成30年9月に取りまとめられたプランで、待機児童の解消を目指し、放課後児童クラブを令和3年度末までに約25万人分整備し、女性就業率の上昇を踏まえ、令和5年度末までにさらに約5万人分を整備し、5年間で約30万人分の受け皿を整備するとされている。
生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症や進行に関与する疾患群を指す。
(た行)	
低年齢児保育	0歳から2歳までの保育。
特定保育	保護者がパートタイムで働いているなどの理由で、家庭での保育が一時的（1カ月あたり約64時間以上）に困難である場合に、保育所入所の対象にならない子どもを、一時的に預かる事業。
特別支援教育	障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。 平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障がいのある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなった。
ドメスティック・バイオレンス（DV）	配偶者や同居している恋人など、日常を共にする相手から受ける暴力行為。
トワイライトステイ	保護者が仕事の都合など、夜間一時的に養育できない場合に、子どもを預かる事業。
(な行)	
認定こども園	就学前の子どもに教育と保育を一体的に提供する他、地域の子育て家庭に対する支援を行う施設。
(は行)	
バリアフリー	障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。もともとは建物内の段差の解消等、物理的障壁の除去という意味合いで用いられていたが、現在では、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障害の除去という意味で用いられる。
ファミリー・サポート・センター	育児の援助を受けたいものや行いたいものからなる会員組織。

<ことば>	<ことばの説明>
病後児保育	保育所に通う児童が、病気回復時の集団保育が困難な期間、医療機関等において保育するデイサービス事業。
病児保育	児童が病気などの回復期にある時、保育及び看護を行うこと。
不登校	病気や経済的な理由以外で、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しない、あるいは、したくてもできない状況にあること。
保育所（保育園）	児童福祉法第7条及び第39条に規定された児童福祉施設。日々、保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児又は幼児等を保育することを目的とする施設。
放課後児童クラブ	児童の保護者が就労などにより昼間家庭にいない場合に、放課後や夏休みなどの学校休業日に、家庭に代わる生活の場として適切な遊びや指導を行い、その児童の健全な育成を図ることを目的とする施設。
(ま行)	
民生委員・児童委員	民生委員は社会福祉の増進のため保護指導等を行い、児童委員は児童・妊産婦の福祉増進のため相談・援助活動を行う。民生委員は児童委員を兼ねる。
(や行)	
ユニバーサルデザイン	年齢や性別、身体能力、言語などの違いに関わらず、すべての人が生活しやすい環境になるよう、適合する製品などをデザインすること。
(わ行)	
ワーク・ライフ・バランス （仕事と生活の調和）	仕事と生活の調和が実現した社会とは、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会。（仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章）

第2期長瀬町子ども・子育て支援事業計画

発 行：長瀬町 健康福祉課

発行年月日：令和2年3月

〒369-1392 埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上 1035 番地 1

TEL：0494-66-3111

ホームページ：<http://www.town.nagatoro.saitama.jp/>
